

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成19年4月1日
(第105期) 至 平成20年3月31日

株式会社 **ツガエ**

(E01480)

目次

	頁
表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	6
5. 従業員の状況	6
第2 事業の状況	7
1. 業績等の概要	7
2. 生産、受注及び販売の状況	8
3. 対処すべき課題	9
4. 事業等のリスク	9
5. 経営上の重要な契約等	10
6. 研究開発活動	10
7. 財政状態及び経営成績の分析	11
第3 設備の状況	12
1. 設備投資等の概要	12
2. 主要な設備の状況	12
3. 設備の新設、除却等の計画	12
第4 提出会社の状況	13
1. 株式等の状況	13
(1) 株式の総数等	13
(2) 新株予約権等の状況	14
(3) ライツプランの内容	31
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	31
(5) 所有者別状況	31
(6) 大株主の状況	32
(7) 議決権の状況	33
(8) ストックオプション制度の内容	34
2. 自己株式の取得等の状況	46
3. 配当政策	49
4. 株価の推移	49
5. 役員の状況	50
6. コーポレート・ガバナンスの状況	53
第5 経理の状況	55
1. 連結財務諸表等	56
(1) 連結財務諸表	56
(2) その他	92
2. 財務諸表等	93
(1) 財務諸表	93
(2) 主な資産及び負債の内容	113
(3) その他	116
第6 提出会社の株式事務の概要	117
第7 提出会社の参考情報	118
1. 提出会社の親会社等の情報	118
2. その他の参考情報	118
第二部 提出会社の保証会社等の情報	119

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年6月23日
【事業年度】	第105期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）
【会社名】	株式会社ツガミ
【英訳名】	TSUGAMI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役 社長執行役員 西嶋 尚生
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋堀留町1丁目9番10号
【電話番号】	(03) 3808-1711 (代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部 上席部長 早崎 敬二
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋堀留町1丁目9番10号
【電話番号】	(03) 3808-1711 (代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部 上席部長 早崎 敬二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第101期	第102期	第103期	第104期	第105期
決算年月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
(1) 連結経営指標等					
売上高（百万円）	19,991	25,004	34,006	36,557	28,495
経常利益（百万円）	1,285	3,545	5,363	5,535	2,756
当期純損益（百万円）	△919	2,832	5,530	3,447	1,629
純資産額（百万円）	17,675	18,986	23,272	23,450	21,916
総資産額（百万円）	25,052	27,539	36,827	35,943	32,732
1株当たり純資産額（円）	213.36	243.41	306.53	322.67	319.50
1株当たり当期純損益（円）	△10.71	35.02	71.38	46.36	23.03
潜在株式調整後1株当たり当期純利益（円）	—	34.99	70.81	46.05	22.86
自己資本比率（％）	70.6	68.9	63.2	65.0	66.3
自己資本利益率（％）	△5.03	15.45	26.17	14.79	7.24
株価収益率（倍）	—	12.74	13.30	14.56	14.50
営業活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	2,341	4,109	1,551	4,142	3,946
投資活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	485	△558	△1,020	△383	△1,394
財務活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△2,399	△1,637	△1,845	△3,157	△2,696
現金及び現金同等物の期末残高（百万円）	2,195	4,112	2,796	3,496	3,352
従業員数 （外、平均臨時雇用者数） （人）	660 (70)	641 (173)	605 (305)	601 (427)	591 (464)

回次	第101期	第102期	第103期	第104期	第105期
決算年月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
(2) 提出会社の経営指標等					
売上高 (百万円)	17,914	24,336	33,262	35,255	27,962
経常利益 (百万円)	1,067	3,164	5,016	5,110	2,564
当期純損益 (百万円)	△977	2,650	5,333	3,257	1,544
資本金 (百万円) (発行済株式総数) (千株)	10,599 (89,019)	10,599 (89,019)	10,599 (89,019)	10,599 (79,019)	10,599 (68,019)
純資産額 (百万円)	17,563	18,655	22,747	22,723	21,137
総資産額 (百万円)	23,854	26,927	36,215	35,186	32,031
1株当たり純資産額 (円)	212.00	239.16	299.63	312.66	308.02
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	5.00 (2.00)	8.00 (3.00)	10.00 (4.00)	10.00 (5.00)
1株当たり当期純損益 (円)	△11.39	32.80	68.99	43.80	21.82
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益 (円)	—	32.77	68.44	43.51	21.66
自己資本比率 (%)	73.6	69.3	62.8	64.3	65.3
自己資本利益率 (%)	△5.37	14.63	25.77	14.36	7.09
株価収益率 (倍)	—	13.60	13.76	15.41	15.31
配当性向 (%)	—	15.2	11.6	22.8	45.83
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	406 (42)	426 (100)	423 (192)	425 (247)	412 (244)

(注) 1. 売上高には、消費税等（消費税及び地方消費税をいう。以下同じ。）は含まれておりません。

2. 連結経営指標等及び提出会社の経営指標等における「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」については、101期については、1株当たり当期純損失が計上されており、また、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2【沿革】

昭和12年3月	新潟県長岡市に資本金200万円で榊津上製作所を設立。
昭和13年12月	本社を東京市京橋区に移転。
昭和16年9月	長岡工場の全工場完成。
昭和20年2月	津上精密工学工業㈱を吸収合併。これを信州工場とする。
昭和23年2月	本社を東京都港区に移転。
昭和24年5月	東京、大阪、新潟各証券取引所に上場。
昭和36年10月	東洋精機㈱を吸収合併。これを茨城工場とする。
昭和43年7月	㈱蔵王製作所を設立。
昭和45年9月	津上総合研究所を長岡市に建設。
昭和45年11月	社名を榊津上に変更。
昭和49年9月	津上工販㈱を設立。
昭和50年3月	茨城工場を閉鎖、売却。
昭和57年10月	社名を榊ツガミに変更。
昭和63年5月	アヅマシマモト㈱（現社名 榊ツガミシマモト（現・連結子会社））の株式を取得。
平成3年4月	榊ツガミプレジジョン（現・連結子会社）を設立。
平成3年5月	米国の工作機械製造会社「ウェルドン社」（WMTコーポレーションに社名変更）を買収。
平成9年4月	榊ツガミハイテック（現社名 榊ツガミマシナリー（現・連結子会社））を設立。
平成13年11月	ツガミテクノ㈱の株式を取得。
平成14年12月	WMTコーポレーション清算終了。
平成15年9月	津上精密机床（浙江）有限公司（現・連結子会社）を設立。
平成16年4月	津上工販㈱を吸収合併。
平成16年10月	榊シマモト精工とツガミテクノ㈱を合併。社名を榊ツガミシマモト（現・連結子会社）とする。 榊ツガミハイテックと榊ツガミマシナリーを合併。社名を榊ツガミマシナリー（現・連結子会社）とする。
平成17年2月	REM SALES LLC（現・持分法非適用関連会社）に出資。
平成17年11月	長岡工場及び信州工場の新工場棟完成。
平成18年10月	榊ツガミ総合サービスと榊ツガミツールを合併。社名を榊ツガミ総合サービス（現・連結子会社）とする。
平成19年11月	T SUGAMI GmbH（現・非連結子会社）を設立。

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、子会社7社及び関連会社2社で構成され、自動旋盤、研削盤、マシニングセンタ、転造盤、その他の工作機械等の製造販売を主な内容とし、更に各企業に関連する研究及びその他のサービス等の事業活動を展開しております。

なお、次の2部門は、「第5 経理の状況 1(1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げる事業の種類別セグメント情報の区分と同一であります。

当社グループの事業に係る各社の位置付けは次のとおりであります。

(1) 当社グループの事業に係る各社の位置付け

① 工作機械事業

当社が中心となって製造販売するほか、子会社(株)ツガミシマモト、津上精密机床（浙江）有限公司においても製造販売しており、一部は当社で仕入れて販売しております。販売については、子会社(株)ツガミマシナリー及びツガミ（タイ）、関連会社REM SALES LLCにおいても行っております。

製造作業工程の一部については、子会社(株)ツガミシマモト、(株)ツガミプレジジョン及び津上精密机床（浙江）有限公司に委託しております。

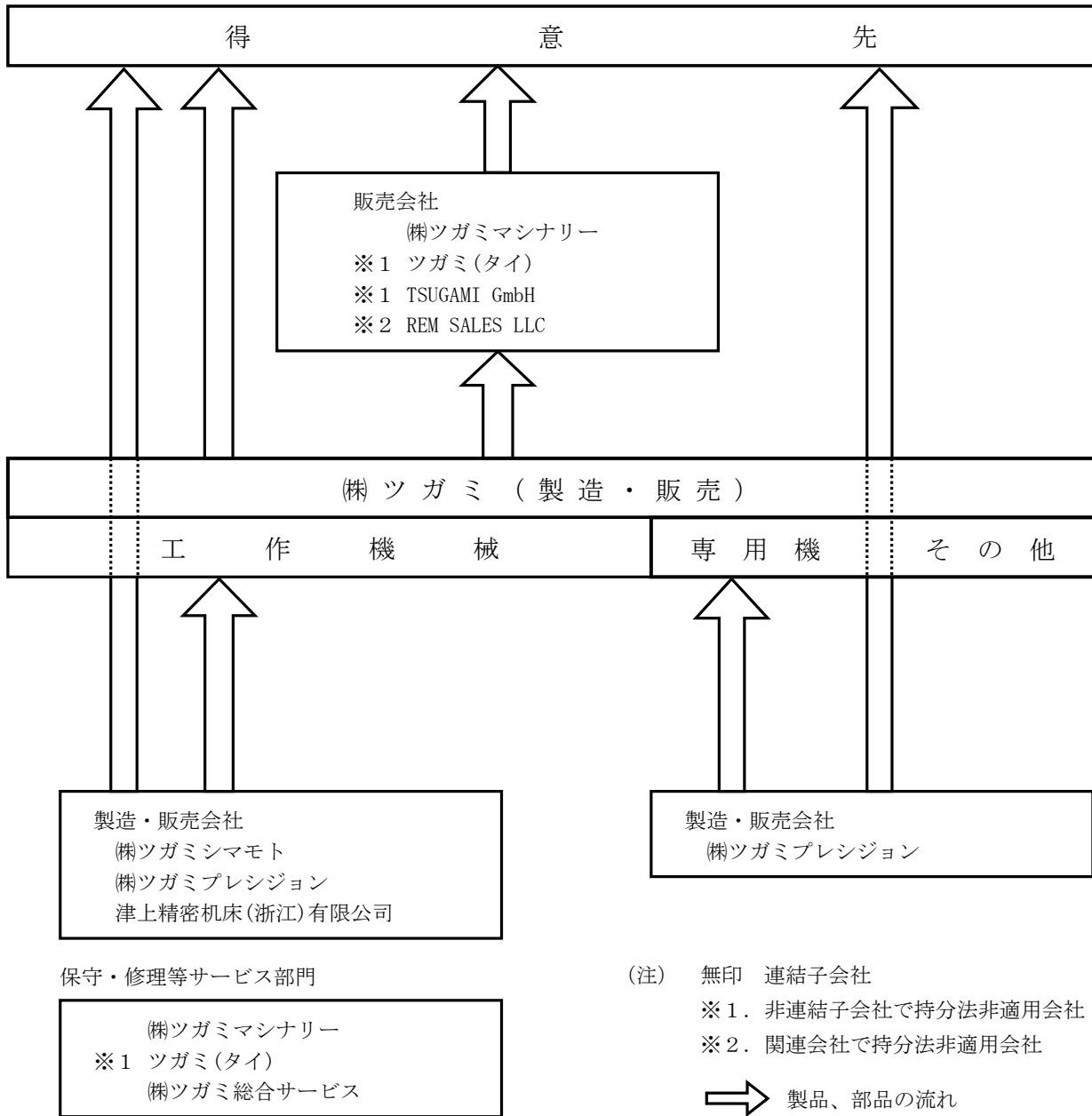
② 専用機その他の事業

専用機、測定器、工具等は、当社が製造販売しております。部品、製品の一部については、(株)ツガミプレジジョンから仕入れております。

当社グループの製品のアフターサービス等については、当社のほか、子会社(株)ツガミマシナリー及びツガミ（タイ）でも行っております。

(2) 事業の系統図

当社グループの事業系統図は、以下の通りであります。



(注)平成19年4月1日付で株式会社ツガミマシナリーの専用機部門は、株式会社ツガミへ譲渡しました。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
連結子会社 ㈱ツガミマシナリー	神奈川県川崎市川崎区	60百万円	工作機械事業	100	当社製品・部品の販売及び製品の据付修理を行っている 役員の兼任あり
㈱ツガミシマモト	新潟県長岡市	250百万円	工作機械事業	100	当社製品の加工及び組立を行っている 役員の兼任あり
㈱ツガミ総合サービス	新潟県長岡市	42百万円	専用機その他の事業	100	工場構内における建物並びに設備の点検、保守、損保代理業務 役員の兼任あり
㈱ツガミプレジジョン	長野県佐久市	10百万円	工作機械事業及び専用機その他の事業	100	当社製品の加工を行っている 役員の兼任あり
津上精密机床(浙江)有限公司	中国浙江省	33百万 人民元	工作機械事業	100	当社製品の加工及び組立を行っている 役員の兼任あり

(注) 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年3月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数 (人)	
工作機械事業	524	(427)
専用機その他の事業	34	(14)
全社 (共通)	33	(23)
合計	591	(464)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を () 外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

平成20年3月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (才)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
412(244)	43.7	18.6	5,919,472

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を () 外数で記載しております。また、当社より他社への出向者 (121人) を含んでおりません。
2. 平均年間給与 (税込み) は、時間外手当及び賞与を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社の労働組合は産業別労働組合 J AM に属し、組合員数は322名でユニオンショップ制であります。なお、労使関係については良好であります。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、前半は企業収益の改善による設備投資の増加、欧州・BRICs諸国向け輸出増などから緩やかな成長で推移したものの、後半は原油・原材料価格の高騰やサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融不安、加えて急激な円高などの影響により景気の先行きは不透明感が強まりました。

工作機械業界におきましては、内需の足踏みを外需でカバーし、業界全体での受注実績は引き続き高水準を維持しております。しかし、当社の対象マーケットである小型・超精密加工分野の環境は一昨年後半よりやや調整局面に入りましたが、昨年秋より受注は回復傾向となってまいりました。

このような状況の下で、当社グループは長年培った精密加工のノウハウをもとに、環境・省エネ対策が求められる自動車関連、更に高精度化するIT関連およびその他の業界のニーズに応える精密加工機械を引き続き提供するとともに、各種新製品を市場に提供してまいりました。

生産面におきましては、長岡工場、信州工場および中国工場を含めた生産子会社間での連携による効率的生産と、部品の内製化・ユニット化等の取り組みを図り、生産性の向上とコストダウンに努めてまいりました。

また、当社製品の市場シェアが小さい欧州地域の強化のため、ドイツに販売現地法人を設立いたしました。更に将来を展望し、スイスのトルノス社と資本業務提携を行うことを決定いたしました。業務提携の概要は、当社中国生産子会社においてトルノス社製品のOEM生産の受託および当社がトルノス社の多軸自動旋盤を日本およびアジア地域において販売するものであります。業績面への寄与につきましては次年度の下期以降になるものと考えております。

売上高につきましては、当社主力顧客であります自動車部品関連およびIT業界向けが停滞したこと、受注回復と稼働率向上時期にズレが生じ出荷計画に一部遅れが発生したこと、OEM販売の減少などにより前年同期比22.1%減の28,495百万円となりました。

国内は、前年同期比30.3%減の14,823百万円、輸出額は前年同期比10.6%減の13,671百万円となりました。なお、輸出比率は前年同期の41.8から48.0%となりました。

損益につきましては、営業利益が前年同期比49.2%減の2,784百万円、経常利益が前年同期比50.2%減の2,756百万円、当期純利益が前年同期比52.7%減の1,629百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

- ① 工作機械事業につきましては、売上高は前年同期比17.4%減の27,056百万円、営業利益は前年同期比40.7%減の3,353百万円となりました。
- ② 専用機その他の事業につきましては、OEM生産を縮小したことにより売上高は前年同期比62.0%減の1,438百万円、営業利益は前年同期比66.3%減の197百万円となりました。

(2) キャッシュ・フロー

キャッシュ・フローについては、「第2事業の状況 7 財政状態及び経営成績の分析 (2)キャッシュ・フローの分析」の項目をご参照下さい。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度の生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	前年同期比 (%)
工作機械事業 (百万円)	28,375	85.8
専用機その他の事業 (百万円)	1,132	30.4
合計 (百万円)	29,508	80.2

(注) 1. 記載金額は標準仕切価格によっており、セグメント間の内部振替前の数値によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当社グループ(当社及び連結子会社)の工作機械事業については、見込み生産を行っておりますが、専用機その他の事業の一部については、受注生産を行っております。

上記受注生産の受注状況は、下記のとおりです。

区分	受注高 (百万円)	前年同期比 (%)	受注残高 (百万円)	前年同期比 (%)
専用機その他の事業のうち、受注生産	611	23.6	—	—

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	前年同期比 (%)
工作機械事業 (百万円)	27,056	82.6
専用機その他の事業 (百万円)	1,438	38.0
合計 (百万円)	28,495	77.9

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 相手先別の販売実績につきましては、販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10以上の相手先がないため、記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当社グループは、一層の躍進を果たすため、以下の重点課題に対し積極的に取り組んでまいります。

(1) 成長分野を狙った新製品の投入

今後、成長が期待される分野、例えば環境・省エネ対応が求められる自動車向け部品、更に高度化するHDD・デジカメ等IT分野および通信分野・医療分野における高精度の小型部品加工を狙い、お客様の要請に十分応えられる新製品の開発に全力で取り組んでまいります。

(2) 成長地域に適合した戦略

設備投資が活発な中国、東南アジア、インド等への展開強化を図ってまいります。具体的には、中国現地法人における生産・販売・アフターサービス体制の更なる拡充、タイ現地法人におけるアフターサービスの更なる強化、韓国ソウル市への営業拠点の移転、成長が期待されるインド市場の強化等を図ってまいります。

更に、当社製品があまり浸透していない欧州に対しましては、ドイツ現地法人および新規提携しました代理店を通じ、積極的に販売促進を行なってまいります。

また、スイスのトルノス社と工作機械の製造・販売事業において業務提携を行うことといたしました。この提携による効果は、次年度下期以降業績面に寄与する見込みであります。

(3) 経営の効率化と顧客満足度の向上

企業グループとしての総合力を高めるため、関係会社も含め営業・生産・管理体制の一体化と高効率経営を図ってまいります。

また、引き続きお客様のニーズに合致した新製品の提供とサービスの充実に努め、常に顧客満足度の向上を目指し、お客様に信頼され、必要とされる製品の提供できる経営に全力で取り組んでまいります。

以上のような活動と同時に環境保全やコンプライアンスなど、CSR活動にも積極的に取り組み、株主やお客様をはじめとする全てのステークホルダーの皆様信頼される企業として、最大限の経営努力をしております。

(4) 会社の支配に関する基本方針

当社は、創業以来培ってきた精密技術を基礎に、市場のニーズを絶えず先取りし、「高精度」「高速」「高剛性」の工作機械を提供することを通じ、社会に貢献するとともに企業価値を高めてまいりました。

また、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、安定配当と自己株式の取得を柱に連結業績の向上に応じた利益還元を実施してまいります。

当社は、上記基本方針により、企業価値・株主共同の利益の確保または向上に全力で取り組む所存であります。

昨今のわが国の資本市場においては、株主および投資家の皆様十分な情報開示が行われることなく、突然、株式等の大量買付が行われる事例が少なからず見受けられます。

当社において、そのような事態に至った場合、その結果として当社の企業価値および株主共同の利益が損なわれる可能性も否定できません。

当社は、敵対的買収に対する最大の防御は、企業価値を高めることと考えておりますが、今後も当社を取り巻く環境や社会情勢等の変化を勘案しながら、必要があれば株主の皆様のご意見をより直接的に反映出来ること等を加味しました「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」の導入等、適切な対応を行う方針であります。

4 【事業等のリスク】

当社グループの経営成績、株価及び財政状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。

(1) 市場変動による影響

工作機械業界は、景気変動の影響を受けやすい業界であります。当社グループは高効率経営を目指し、固定費削減等により、予期せぬ市場規模の縮小による業績への影響を少なくすべく努力を続けております。

(2) 品質に関する影響

当社グループは、積極的に新製品を開発し市場に投入すると同時に、ISO14001およびISO9001の認証取得を含む環境保全・品質保証体制を確立しております。予期せぬ不具合品の発生に備え、品質保証部を更に強化する目的からユーザーサポートチーム・品質保証チーム・生産技術チームを新たに加え、迅速かつ的確な対応を行うことにより、業績への影響の最小化に努めております。

(3) 地震等による影響

当社グループは、新潟県中越地震・中越沖地震などが発生した長岡市などの地域に重要な製造拠点等を有しており、これらの地域において大地震等の自然災害が発生した場合、当社グループの生産・業績及び財政状態に重要な影響を与える可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

当社グループは製品開発、技術開発において、長年培った精密加工の技術を基に、顧客のニーズに迅速に対応し、高速、高精度、高剛性機をスピーディーに開発する為、活発な製品開発活動を行っております。

当連結会計年度におけるグループ全体の研究開発費の総額は、470百万円であります。

(1) 工作機械事業

当社が中心となって、環境・安全・省エネ対応の自動車関連部品（電動パワステ、次世代ブレーキ、環境対応エンジン）の加工や、今後ますます高精度化する情報・通信関連分野、特にハードディスク駆動装置（HDD）などパソコン関連部品、携帯電話・デジタルカメラなど小型情報端末部品、医療関連部品等の超精密加工部品に対応できる、小型・高速高精度加工機の開発に力を注いでおります。

当連結会計年度の主な成果としては、CNC精密自動旋盤C15-II、C18L、SS20(HS20)等の開発であります。

当事業に係る研究開発費は、470百万円であります。

(2) 専用機その他の事業

当連結会計年度における当事業に係る研究開発費はありませんでした。

7【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 財政状態の分析

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産の残高は、22,735百万円（前連結会計年度末は25,920百万円）となり、3,185百万円減少しました。これは主に、たな卸資産が1,387百万円増加したものの、受取手形及び売掛金の4,652百万円減少等によるものです。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産の残高は、9,997百万円（前連結会計年度末は10,023百万円）となり、25百万円減少しました。これは主に、投資その他の資産が386百万円増加した一方、有形固定資産が422百万円減少したことによるものです。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債の残高は、9,913百万円（前連結会計年度末は11,344百万円）となり、1,431百万円減少しました。これは主に、支払手形及び買掛金の減少908百万円、未払法人税等の減少333百万円等によるものです。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債の残高は、903百万円（前連結会計年度末は1,148百万円）となり、245百万円減少しました。これは主に、繰延税金負債の減少によるものです。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産の残高は、21,916百万円（前連結会計年度末の資本の残高は23,450百万円）となりました。これは主に、当期純利益により1,629百万円増加した一方、自己株式取得により1,916百万円、配当金の支払いにより795百万円、その他有価証券評価差額金559百万円が減少したこと等によるものであります。

(2) キャッシュ・フローの分析

(キャッシュ・フロー)

当連結会計年度末の現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末比144百万円減少し、3,352百万円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金は、3,946百万円の増加（前連結会計年度は4,142百万円の増加）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益2,677百万円、売上債権の減少4,629百万円、減価償却費870百万円等により資金が増加した一方、たな卸資産の増加1,650百万円、仕入債務の減少873百万円、法人税等の支払い1,374百万円等により資金が減少したことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金は、1,394百万円の減少（前連結会計年度は383百万円の減少）となりました。これは主に、投資有価証券の取得による支出1,213百万円により資金が減少したことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金は、2,696百万円の減少（前連結会計年度は3,157百万円の減少）となりました。これは主に、自己株式の取得による支出1,919百万円、配当金の支払786百万円により資金が減少したことによるものです。

(3) 経営成績の分析

当連結会計年度における売上高は、28,495百万円（前年同期比22.1%減）、営業利益は2,784百万円（前年同期比49.2%減）となりました。当期純利益につきましては、法人税、住民税及び事業税1,037百万円を計上したこと等により、1,629百万円（前年同期比52.7%減）となりました。

なお、事業別の分析は、「第2事業の状況 1業績等の概要 (1)業績」の項目をご参照下さい。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループでは、総額501百万円の設備投資を実施致しました。

事業の種類別設備投資は次のとおりです。

工作機械事業においては、当社長岡工場・信州工場の生産設備を中心に494百万円の設備投資を実施致しました。

専用機その他の事業においては、6百万円の設備投資を実施致しました。

所要資金としては、自己資金を充当しております。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

平成20年3月31日現在

事業所名 (所在地)	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)
			建物	機械装置	土地 (面積㎡)	その他	合計	
長岡工場 (新潟県長岡市)	工作機械事業	工作機械製造設備	2,332	935	232 (71,339)	293	3,793	285 (173)
信州工場 (長野県佐久市)	工作機械事業 専用機その他の 事業	工作機械及び専 用機その他製造 設備	742	787	22 (64,685)	60	1,612	52 (62)
その他 (東京都板橋区)	—	社宅	203	—	59 (264)	0	263	—
その他 (神奈川県川崎市川崎区)	—	独身寮	185	—	91 (469)	1	278	—

(2) 国内子会社

平成20年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)
				建物	機械装置	土地 (面積㎡)	その他	合計	
㈱ツガミシマモト	新潟工場他 (新潟県新潟市 他)	工作機械事業	工作機械製 造設備	85	18	111 (12,353)	23	239	77 (59)

(3) 在外子会社

平成20年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)
				建物	機械装置	土地 (面積㎡)	その他	合計	
津上精密机床(浙江) 有限公司	中国工場 (中国浙江省)	工作機械事業	工作機械製 造設備	276	153	— (—)	16	446	6 (103)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具及び器具備品の合計額で、建設仮勘定は含んでおりません。

2. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

設備計画は原則的に連結会社各社が個別に策定していますが、計画策定に当っては提出会社を中心に調整を図っております。

なお、当連結会計年度末現在における重要な設備の新設計画は次のとおりであります。

会社名 事業所名	所在地	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手及び完了予定年月	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
当社長岡工場	新潟県長岡市	工作機械事業	機械装置他	340	—	自己資金	平成20.3	平成21.3
当社信州工場	長野県佐久市	工作機械事業 専用機その他事業	機械装置他	470	—	自己資金	平成20.3	平成20.10
津上精密机床(浙江) 有限公司	中国浙江省	工作機械事業	工場棟増築 他	350	—	自己資金	平成20.5	平成20.12

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	320,000,000
計	320,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成20年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成20年6月23日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	68,019,379	同左	東京証券取引所 大阪証券取引所 各市場第一部	—
計	68,019,379	同左	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成20年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成16年6月25日 定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個) (注) 1	195	195
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	195,000	195,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	286	同左
新株予約権の行使期間	自 平成18年7月1日 至 平成21年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 2	発行価格 286 資本組入額 143	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないこととする。 その他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。
ただし、新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数は分割または併合の比率に応じ比例的に調整するものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

なお、発行日以降、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、行使価額は株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

さらに、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

② 平成17年6月24日 定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個) (注) 1	360	360
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	360,000	360,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	575	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月1日 至 平成22年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 2	発行価格 575 資本組入額 288	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないこととする。 その他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数は分割または併合の比率に応じ比例的に調整するものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

なお、発行日以降、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、行使価額は株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

さらに、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

③ 平成17年6月24日 定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個) (注) 1	180	164
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	180,000	164,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月1日 至 平成37年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 2	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないこととする。 その他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数は分割または併合の比率に応じ比例的に調整するものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

なお、発行日以降、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、行使価額は株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

さらに、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役および役付執行役員のいずれの地位をも喪失したときに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から当該権利行使開始日より7日を経過する日（ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日）までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- ②前項に関わらず、平成36年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使日を迎えなかった場合には、平成36年7月1日より新株予約権を行使できるものとする。
- ③新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使することができる。ただしこの場合、相続人は、新株予約権者が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過する日（ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日）までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

④ 平成18年6月23日 定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個) (注) 1	340	340
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	340,000	340,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	759	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年7月4日 至 平成23年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 2、3	発行価格 935 資本組入額 468	同左
新株予約権の行使の条件	当社取締役会決議および当社とこれに基づき新株予約権付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は(以下、「対象株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、対象株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた金額とする。なお、割当日後、当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換および当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株式への無償割当て、他の会社の株式の普通株式へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 発行価格は、新株予約権の払込金額759円と行使時の払込金額176円を合算しております。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成における再編成対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

i 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

iii 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）1. に準じて決定する。

iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編成後行使金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

v 新株予約権を行使することができる期間

上記表における新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表における新株予約権の行使期間の満了日までとする。

vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

vii 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

viii 新株予約権の取得条項

以下のイ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ix その他の新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じる。

⑤ 平成18年6月23日 取締役会決議

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個) (注) 1	78	78
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	78,000	78,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成18年7月21日 至 平成38年7月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 2、4	発行価格 609 資本組入額 305	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は(以下、「対象株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、対象株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後対象株式数=調整前対象株式数×分割・併合の比率

なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

3. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役、役付執行役員およびこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下、「権利開始日」という。)から当該権利開始日より7日を経過する日(ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日)までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

②上記以外の権利行使の条件については取締役会において承認する。

4. 発行価格は、新株予約権の払込金額608円と行使時の払込金額1円を合算しております。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成における再編成対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契

約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- i 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ii 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- iii 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）1．に準じて決定する。
- iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- v 新株予約権を行使することができる期間
上記表における新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表における新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- vii 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- viii 新株予約権の取得条項
以下のイ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ロ 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ホ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ix その他の新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じる。

⑥ 平成18年6月23日 定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個) (注) 1	59	51
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	59,000	51,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成18年7月21日 至 平成38年7月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 2、4	発行価格 609 資本組入額 305	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は(以下、「対象株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、対象株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後対象株式数=調整前対象株式数×分割・併合の比率

なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

3. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役、役付執行役員およびこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下、「権利開始日」という。)から当該権利開始日より7日を経過する日(ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日)までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

②上記以外の権利行使の条件については取締役会において承認する。

4. 発行価格は、新株予約権の払込金額608円と行使時の払込金額1円を合算しております。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成における再編成対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契

約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- i 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ii 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- iii 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）1．に準じて決定する。
- iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- v 新株予約権を行使することができる期間
上記表における新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表における新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- vii 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- viii 新株予約権の取得条項
以下のイ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ロ 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ホ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ix その他の新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じる。

⑦ 平成19年6月22日 定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個) (注) 1	350	350
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	350,000	350,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	600	同左
新株予約権の行使期間	自 平成21年7月10日 至 平成24年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 2、3	発行価格 738 資本組入額 369	同左
新株予約権の行使の条件	当社取締役会決議および当社とこれに基づき新株予約権付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は(以下、「対象株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、対象株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみに行われるものとする。

また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた金額とする。なお、割当日後、当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換および当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株式への無償割当て、他の会社の株式の普通株式へ配

当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 発行価格は、新株予約権の払込金額138円と行使時の払込金額600円を合算しております。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成における再編成対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

i 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

iii 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）1. に準じて決定する。

iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編成後行使金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

v 新株予約権を行使することができる期間

上記表における新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表における新株予約権の行使期間の満了日までとする。

vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

vii 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

viii 新株予約権の取得条項

以下のイ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ix その他の新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じる。

⑧ 平成19年6月22日 取締役会決議

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個) (注) 1	101	101
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	101,000	101,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月10日 至 平成39年7月9日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 2、4	発行価格 514 資本組入額 257	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は(以下、「対象株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、対象株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後対象株式数=調整前対象株式数×分割・併合の比率

なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

3. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役、役付執行役員およびこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下、「権利開始日」という。)から当該権利開始日より7日を経過する日(ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日)までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

②上記以外の権利行使の条件については取締役会において承認する。

4. 発行価格は、新株予約権の払込金額513円と行使時の払込金額1円を合算しております。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成における再編成対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契

約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- i 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ii 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- iii 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）1. に準じて決定する。
- iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- v 新株予約権を行使することができる期間
上記表における新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表における新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- vii 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- viii 新株予約権の取得条項
以下のイ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ロ 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ホ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ix その他の新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じる。

⑨ 平成19年6月22日 定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個) (注) 1	89	77
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	89,000	77,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月10日 至 平成39年7月9日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 2、4	発行価格 514 資本組入額 257	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は(以下、「対象株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、対象株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後対象株式数=調整前対象株式数×分割・併合の比率

なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

3. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役、役付執行役員およびこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下、「権利開始日」という。)から当該権利開始日より7日を経過する日(ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日)までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

②上記以外の権利行使の条件については取締役会において承認する。

4. 発行価格は、新株予約権の払込金額513円と行使時の払込金額1円を合算しております。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成における再編成対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契

約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- i 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ii 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- iii 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）1．に準じて決定する。
- iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- v 新株予約権を行使することができる期間
上記表における新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表における新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- vii 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- viii 新株予約権の取得条項
以下のイ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ロ 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ホ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ix その他の新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成18年11月15日 (注)	△10,000,000	79,019,379	—	10,599	—	4,138
平成20年3月24日 (注)	△11,000,000	68,019,379	—	10,599	—	4,138

(注) 自己株式の消却による減少であります。

(5) 【所有者別状況】

平成20年3月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	40	51	186	75	5	10,500	10,857	—
所有株式数 (単元)	—	23,676	773	6,333	6,114	17	30,574	67,487	532,379
所有株式数の 割合 (%)	—	35.1	1.1	9.4	9.1	0.0	45.3	100.0	—

(注) 1. 自己株式130,967株は、「個人その他」に130単元、「単元未満株式の状況」に967株を含めて記載しております。

2. 上記「その他の法人」欄には、証券保管振替機構名義の株式が57単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

平成20年3月31日現在

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1-8-12	4,876	7.16
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	4,535	6.66
第一生命保険相互会社	東京都中央区晴海1-8-12	2,465	3.62
株式会社森精機製作所	奈良県大和郡山市北郡山町106	2,000	2.94
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1-1-2	1,516	2.22
株式会社北越銀行	新潟県長岡市大手通2-2-14	1,484	2.18
日興シティ信託銀行株式会社	東京都品川区東品川2-3-14	1,407	2.06
ツガミ取引先持株会	新潟県長岡市東蔵王1-1-1	1,223	1.79
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	1,179	1.73
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2-11-3	991	1.45
計	—	21,676	31.86

(注) 1. 上記みずほ信託銀行株式会社の所有株式数はすべて信託業務に係るものであります。

なお、そのうち退職給付信託東京精密口に係る株式数は、4,592千株であり、その他の信託業務に係る株式数は、284千株であります。

2. 上記日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式数はすべて、信託業務に係るものであります。

3. 上記日興シティ信託銀行株式会社の所有株式数はすべて、信託業務に係るものであります。

4. 上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式数はすべて、信託業務に係るものであります。

5. 上記三菱UFJ信託銀行株式会社の所有株式数のうち、491千株は信託業務に係るものであります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 130,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 67,357,000	67,357	—
単元未満株式	普通株式 532,379	—	—
発行済株式総数	68,019,379	—	—
総株主の議決権	—	67,357	—

(注) 上記「発行済株式」の「完全議決権株式 (その他)」の欄には証券保管振替機構名義の株式が、57千株 (議決権の数57個) 含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社ツガミ	東京都中央区日本橋堀留町1-9-10	130,000	—	130,000	0.19
計	—	130,000	—	130,000	0.19

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法及び会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

1. 平成16年6月25日開催の定時株主総会決議に基づくもの

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び使用人に対して新株予約権を発行することを、平成16年6月25日開催の第101期定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成16年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社監査役 4 当社使用人 46 子会社取締役 12 子会社監査役 1 子会社使用人 3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

2. 平成17年6月24日開催の定時株主総会決議に基づくもの

- ① 旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び使用人に対して新株予約権を発行することを、平成17年6月24日開催の第102期定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成17年6月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社使用人 40 子会社取締役 10 子会社使用人 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- ② 旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社取締役、監査役及び役付執行役員に対して新株予約権を発行することを、平成17年6月24日開催の第102期定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成17年6月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4 当社監査役 4 当社役付執行役員 7
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

3. 平成18年6月23日開催の定時株主総会決議に基づくもの

- ① 会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役に対してストックオプションとして特に有利な条件により発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを、平成18年6月23日開催の第103期定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成18年6月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社使用人 45 当社子会社の取締役 8
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載

- ② 会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社役付執行役員およびこれに準ずる使用人に対し、株式報酬型ストックオプションとして特に有利な条件により発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、平成18年6月23日開催の第103期定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成18年6月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社役付執行役員 8 これに準ずる使用人 3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載

4. 平成18年6月23日開催の取締役会決議に基づくもの

会社法第238条および第240条の規定に基づき、当社取締役および監査役に対し、株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を平成18年6月23日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成18年6月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4 当社監査役 4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載

5. 平成19年6月22日開催の定時株主総会決議に基づくもの

- ① 会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社使用人並びに当社子会社の取締役に対してストックオプションとして特に有利な条件により発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを、平成19年6月22日開催の第104期定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成19年6月22日
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 42 当社子会社の取締役 7
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載

- ② 会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社役付執行役員およびこれに準ずる使用人に対し、株式報酬型ストックオプションとして特に有利な条件により発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、平成19年6月22日開催の第104期定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成19年6月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役付執行役員 11 これに準ずる使用人 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載

6. 平成19年6月22日開催の取締役会決議に基づくもの

会社法第238条および第240条の規定に基づき、当社取締役および監査役に対し、株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を、平成19年6月22日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成19年6月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4 当社監査役 4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載

7. 平成20年6月20日開催の定時株主総会決議に基づくもの

- ① 会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社使用人並びに当社子会社の取締役に対してストックオプションとして特に有利な条件により発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを、平成20年6月20日開催の第105期定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成20年6月20日
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 76 当社子会社の取締役 4
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	350,000株を上限とする (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注) 2
新株予約権の行使期間	割当日の翌日から2年を経過した日から平成25年6月30日まで
新株予約権の行使の条件	当社取締役会決議および当社とこれに基づき新株予約権付与対象者のとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1. 新株予約権の総数は、合計350個を上限とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「対象株式数」という。)は1,000株とする。
ただし、本株主総会における決議の日(以下、「決議日」という。)以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、対象株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
調整後対象株式数=調整前対象株式数×分割・併合の比率
なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。
また、上記のほか、決議日後、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)又は割当日の前日の終値(当日に終値がない場合はそれに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額とする。
なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果により生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株式への無償割当て、他の会社の株式の普通株式へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成における再編成対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- i 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ii 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- iii 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）1. に準じて決定する。
- iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」の注記で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編成後行使金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- v 新株予約権を行使することができる期間
上記表における新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表における新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- vii 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- viii 新株予約権の取得条項
以下のイ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ロ 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ホ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ix その他の新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じる。

- ② 会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社役付執行役員に対し、株式報酬型ストックオプションとして特に有利な条件により発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、平成20年6月20日開催の第105期定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成20年6月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社役付執行役員 18
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	51,000株を上限とする（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円（注）2
新株予約権の行使期間	新株予約権を割り当てる日の翌日から20年以内
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

（注）1. 新株予約権の総数は、合計51個を上限とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「対象株式数」という。）は1,000株とする。
ただし、本株主総会における決議の日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。）又は株式併合を行う場合には、対象株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

また、上記のほか、決議日後、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

3. 新株予約権の行使の条件

- i 新株予約権者は、上記表における新株予約権の行使期間内において、原則として当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役、役付執行役員およびこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日（以下、「権利開始日」という。）から当該権利開始日より7日を経過する日（ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日）までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

- ii 上記以外の権利行使の条件については取締役会において承認する。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成における再編成対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- i 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ii 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- iii 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）1．に準じて決定する。
- iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- v 新株予約権を行使することができる期間
上記表における新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表における新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- vii 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- viii 新株予約権の取得条項
以下のイ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ロ 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ホ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ix その他の新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じる。

8. 平成20年6月20日開催の取締役会決議に基づくもの

会社法第238条および第240条の規定に基づき、当社取締役および監査役に対し、株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を、平成20年6月20日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成20年6月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 7 当社監査役 4
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	100,000株を上限とする（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円（注）2
新株予約権の行使期間	新株予約権を割り当てる日の翌日から20年以内
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

（注）1. 取締役については76個、監査役については24個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に発行する新株予約権の総数の上限とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「対象株式数」という。）は1,000株とする。
なお、当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合等を行うことにより、対象株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

2. 各新株予約権の行使に際して出資される金額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

3. 新株予約権の行使の条件

イ 新株予約権者は、原則として当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役、役付執行役員およびこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日（以下、「権利開始日」という。）から当該権利開始日より7日を経過する日（ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日）までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

ロ 上記以外の権利行使の条件については取締役会において承認する。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成における再編成対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

i 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

- iii 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）1. に準じて決定する。
- iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- v 新株予約権を行使することができる期間
上記表における新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表における新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- vii 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- viii 新株予約権の取得条項
以下のイ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ロ 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ホ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ix その他の新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じる。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (平成19年2月13日) での決議状況 (取得期間 平成19年2月13日～平成19年5月17日)	1,000,000	750,000,000
当事業年度前における取得自己株式	406,000	277,770,000
当事業年度における取得自己株式	279,000	185,689,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	315,000	286,541,000
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	31.5	38.2
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	31.5	38.2

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (平成19年5月18日) での決議状況 (取得期間 平成19年5月21日～平成19年8月9日)	1,000,000	650,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	182,000	99,822,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	818,000	550,178,000
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	81.8	84.6
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	81.8	84.6

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (平成19年8月10日) での決議状況 (取得期間 平成19年8月10日～平成19年11月9日)	1,000,000	600,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	910,000	402,273,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	90,000	197,727,000
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	9.0	33.0
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	9.0	33.0

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (平成19年10月15日) での決議状況 (取得期間 平成19年10月15日～平成20年1月11日)	2,000,000	1,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	2,000,000	788,484,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	211,516,000
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	0.0	21.2
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	0.0	21.2

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (平成20年1月15日) での決議状況 (取得期間 平成20年1月15日～平成20年4月11日)	1,500,000	600,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	1,419,000	427,445,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	81,000	172,555,000
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	5.4	28.8
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	5.4	28.8

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (平成20年3月14日) での決議状況 (取得期間 平成20年3月14日～平成20年6月19日)	2,000,000	800,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	21,000	6,304,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	1,979,000	793,696,000
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	99.0	99.2
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	99.0	99.2

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (平成20年6月20日) での決議状況 (取得期間 平成20年6月20日～平成20年9月11日)	1,000,000	450,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	1,000,000	450,000,000
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	100.0	100.0
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	100.0	100.0

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	13,300	6,346,857
当期間における取得自己株式	1,111	413,256

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	11,000,000	4,532,000,000	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (注)	35,000	15,215,000	33,000	13,596,000
保有自己株式数	130,967	—	99,078	—

(注) 当事業年度の内訳は、新株予約権の権利行使(株式数35,000株、処分価額の総額15,215,000円)であります。

当期間の内訳は、新株予約権の権利行使(株式数33,000株、処分価額の総額13,596,000円)であります。

3 【配当政策】

当社グループは今後とも、時代の変化に対応した開発投資を積極的に行い、競争力の一層の強化、経営の効率化に引き続き取り組むことにより、企業グループの総合力を高め、株主の皆様に利益還元を図ることが基本と考えております。

従いまして、企業体質の強化を図るとともに、安定配当を確保すべくグループをあげて努力してまいります。

また、当社は中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としています。

これらの剰余金の配当の決定機関は取締役会であります。

当社は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨定款に定めております。

当期につきましては、中間配当金と合わせて1株につき10円とさせていただきました。

来期につきましては、1株につき中間配当金5円、期末配当金5円の年間10円とさせていただく予定であります。

また、当社は取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成19年11月12日 取締役会決議	359	5.00
平成20年5月15日 取締役会決議	339	5.00

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第101期	第102期	第103期	第104期	第105期
決算年月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
最高(円)	295	470	994	979	700
最低(円)	114	212	439	605	276

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成19年10月	11月	12月	平成20年1月	2月	3月
最高(円)	464	499	400	340	354	348
最低(円)	402	320	319	276	281	293

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 社長執行役員 (代表取締役)		西嶋 尚生	昭和22年12月14日生	昭和45年5月 ㈱富士銀行(現㈱みずほ銀行)入行 平成11年2月 ㈱東京精密営業副本部長 平成11年5月 当社営業開発部長、津上工販㈱常務取締役就任 平成12年6月 当社取締役統轄本部営業開発部長就任 平成15年4月 当社代表取締役社長就任 平成18年4月 当社代表取締役社長執行役員就任(現)	(注) 3	10
取締役 専務執行役員 (代表取締役)	生産本部長	成 沢 忠	昭和22年2月6日生	昭和48年7月 ㈱東京精密入社 平成14年2月 当社入社 平成14年4月 当社長岡工場生産本部長 平成16年4月 当社常務執行役員生産本部長 平成17年6月 当社取締役専務執行役員生産本部長兼信州工場長就任 平成20年4月 当社代表取締役専務執行役員生産本部長就任(現)	(注) 3	10
取締役 専務執行役員 (代表取締役)		菊池 克治	昭和23年4月17日生	昭和46年4月 当社入社 平成11年5月 当社長岡工場自動機グループグループリーダー 平成12年6月 当社取締役長岡工場自動機グループグループリーダー就任 平成13年6月 当社常務取締役長岡工場自動機グループグループリーダー就任 平成14年4月 当社常務取締役長岡工場技術本部長就任 平成16年4月 当社取締役専務執行役員営業本部長就任 平成18年4月 当社代表取締役専務執行役員営業本部長就任 平成20年4月 当社代表取締役専務執行役員就任(現)	(注) 3	35
取締役 専務執行役員	海外営業本部長	森内 信行	昭和23年1月22日生	昭和45年4月 ㈱富士銀行(現㈱みずほ銀行)入行 平成9年4月 ㈱東京精密入社 平成16年6月 ACCRETECH USA, INC副社長 平成18年2月 当社入社 平成18年4月 当社常務執行役員営業本部長兼海外部門担当 平成20年4月 当社専務執行役員海外営業本部長 平成20年6月 当社取締役専務執行役員海外営業本部長就任(現)	(注) 3	—
取締役 常務執行役員	技術本部長兼生産本部副本部長兼長岡工場長	新嶋 敏治	昭和29年11月14日生	昭和54年11月 当社入社 平成15年10月 当社技術本部自動機グループグループリーダー 平成17年4月 当社上席執行役員技術本部副本部長 平成17年7月 当社上席執行役員技術本部長代理 平成18年4月 当社常務執行役員技術本部長 平成20年4月 当社常務執行役員技術本部長兼生産本部副本部長 平成20年6月 当社取締役常務執行役員技術本部長兼生産本部副本部長兼長岡工場長就任(現)	(注) 3	14

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 執行役員	技術本部 開発グループ グループリー ダー	寺井 宏	昭和32年2月14日生	昭和54年4月 当社入社 平成16年4月 当社技術本部開発グル ープ サブリーダー 平成17年4月 当社執行役員技術本部開発 第二グループ グループリー ダー 平成19年4月 当社理事執行役員技術本部 開発第二グループ グループ リーダー 平成20年4月 当社執行役員技術本部開発 グループ グループリーダー 平成20年6月 当社取締役執行役員技術本 部開発グループ グループリ ーダー就任(現)	(注) 3	5
取締役		中川 威雄	昭和13年10月12日生	平成11年5月 東京大学名誉教授(現) 平成12年10月 ファインテック(株)代表取締 役社長(現) 平成20年6月 当社取締役就任(現)	(注) 3	20
常勤監査役		大宮 郁士	昭和21年8月26日生	昭和44年4月 (株)三井銀行(現(株)三井住友銀行) 入行 平成12年6月 当社常務取締役統轄本部長就任 平成13年6月 当社常務取締役長岡工場長就任 平成14年4月 当社常務取締役統轄本部長就任 平成16年4月 当社取締役常務執行役員管理本部 長就任 平成16年6月 当社常勤監査役就任(現)	(注) 4	16
監査役		梅岡 匡爾	昭和21年1月7日生	昭和43年3月 (株)森精機製作所入社 平成2年6月 同社取締役海外業務部長就任 平成9年4月 同社常務取締役就任 平成14年10月 同社専務取締役就任 平成15年1月 同社専務取締役営業本部長就任 平成15年6月 当社監査役就任(現) 平成17年2月 (株)森精機製作所専務取締役エンジ ニアリング本部長就任 平成17年6月 (株)森精機製作所専務取締役法務部 ゼネラルマネージャー兼 内部監 査室ゼネラルマネージャー兼 中 期計画推進担当就任 平成18年6月 (株)森精機製作所常勤監査役就任 (現)	(注) 5	10
監査役		渡邊 光一郎	昭和28年4月16日生	昭和51年4月 第一生命保険相互会社入社 平成9年4月 同社調査部長 平成13年4月 同社企画・調査本部長兼企画第一 部長 平成13年7月 同社取締役企画・調査本部長兼企 画第一部長就任 平成16年4月 同社常務取締役就任 平成16年6月 当社監査役就任(現) 平成16年7月 第一生命保険相互会社常務執行役 員就任 平成19年7月 同社取締役常務執行役員就任 平成20年4月 同社取締役専務執行役員就任 (現)	(注) 4	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役		藤森 一雄	昭和21年10月15日生	昭和45年4月 トヨタ自動車(株)入社 平成11年10月 (株)東京精密入社 平成14年4月 同社計測社執行役員社長 平成15年4月 同社代表取締役計測社執行役員社長就任 平成17年6月 当社監査役就任(現) 平成19年10月 (株)東京精密代表取締役COO 平成20年4月 同社代表取締役社長(現)	(注) 6	—
計						120

(注) 1. 取締役中川威雄は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 監査役 梅岡匡爾、渡邊光一郎及び藤森一雄は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3. 平成20年6月20日開催の定時株主総会の終結の時から1年間

4. 平成20年6月20日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

5. 平成19年6月22日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

6. 平成17年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

7. 当社は、常勤監査役に事故ある場合等に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
浜崎 靖夫	昭和21年11月6日生	昭和44年4月 (株)三井銀行(現(株)三井住友銀行)入行 平成7年6月 同行天下茶屋支店長 平成10年8月 秩父産業(株)代表取締役社長 平成19年6月 室町殖産(株)常勤監査役(現)	—

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社では、企業価値の持続的な拡大のため、迅速かつ的確な経営判断に努め、株主の負託に応えるとともに、国際社会の一員として、企業に期待される社会的責任を果たしてまいります。

また、株主・投資家に対するIR活動や情報開示に積極的に取り組み、経営の透明性の向上に努めてまいります。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

①内部統制システムおよびリスク管理体制の整備の状況

当社は、取締役会と監査役会による監査役制度採用会社であります。

平成20年6月20日現在、取締役7名（うち社外取締役1名）、監査役4名（うち社外監査役3名）となっております。

当社では、取締役会および監査役会をコーポレート・ガバナンスの基本機構としており、対応すべき経営課題や重要事項の決定について十分な議論、検討を尽くしたうえで、意思決定しております。

取締役会および主要会議には監査役が常時参加し、取締役の業務執行状況を監査しております。

当社は、グループ会社全社員に法令および企業倫理の遵守の徹底を図るため、平成16年11月に「ツガミグループ行動規範」を制定するなど、コンプライアンス体制の整備に努めております。

平成18年5月18日の当社取締役会において内部統制システムの整備に関する基本方針を決議しました。さらに、平成20年5月15日の取締役会において、上記基本方針も一部変更について決議しました。

また、社長直轄部署として「監査室」を設置し、コンプライアンスの実施状況を内部監査しております。

②会計監査の状況

会計監査人については、あずさ監査法人を選任し、監査契約を結び経営情報を逐次提供しております。監査役、会計監査人は、年間監査計画や監査報告等の定期的な会合を含め、必要に応じて随時情報交換を行い、相互連携して監査業務を推進しております。

なお、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、笛木忠男氏及び堀之北重久氏であり、あずさ監査法人に所属しております。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、その他8名であります。

③社外取締役及び社外監査役との関係

社外取締役中川威雄は、東京大学名誉教授であり、ファインテック株式会社代表取締役社長であります。同社と当社との間には取引関係はありません。

社外監査役梅岡匡爾は、株式会社森精機製作所常勤監査役であります。同社と当社との資本的関係につきましては、同社は当社株式2,000千株を所有し、当社は同社株式100千株を所有しております。

社外監査役渡邊光一郎は、第一生命保険相互会社取締役専務執行役員であります。同社と当社との資本的関係につきましては、同社は当社株式2,465千株を所有しております。

社外監査役藤森一雄は、株式会社東京精密代表取締役社長であります。同社と当社との資本的関係につきましては、同社は当社株式4,592千株を所有し、当社は同社株式65千株を所有しております。

(3) 役員報酬の内容

当事業年度における当社の取締役に対する報酬は152百万円、監査役に対する報酬は48百万円であり、支給額には、ストック・オプションによる報酬額50百万円が含まれております。

(4) 監査報酬の内容

当事業年度における当社のあずさ監査法人への公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬は、20百万円であります。

上記以外の報酬の内容は、財務報告に係る内部統制のアドバイザー業務で1百万円、アニュアルレポート作成にあたっての監査契約1百万円、中国往査業務1百万円であります。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役ならびに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

(6) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

(7) 取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨を定款で定めております。

(8) 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨も定款で定めております。

(9) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会特別決議の定足数をより確実に充足できるようにするため、会社法第309条第2項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第104期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第105期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前連結会計年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の連結財務諸表及び第104期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当連結会計年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の連結財務諸表及び第105期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成19年3月31日)		当連結会計年度 (平成20年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
I 流動資産					
1. 現金及び預金			3,576		3,402
2. 受取手形及び売掛金	※4		14,314		9,662
3. たな卸資産			7,659		9,046
4. 繰延税金資産			385		370
5. その他			64		310
貸倒引当金			△79		△57
流動資産合計			25,920	72.1	22,735
II 固定資産					
1. 有形固定資産					
(1) 建物及び構築物		7,875		7,908	
減価償却累計額		3,384	4,490	3,668	4,240
(2) 機械装置及び運搬具		8,804		8,888	
減価償却累計額		6,687	2,116	6,957	1,930
(3) 土地			598		598
(4) その他		596		708	
減価償却累計額		343	252	441	266
有形固定資産合計			7,457	20.7	7,035
2. 無形固定資産			33	0.1	43
3. 投資その他の資産					
(1) 投資有価証券	※1		2,223		2,488
(2) 関係会社出資金			209		218
(3) 長期貸付金			2		2
(4) その他			96		209
投資その他の資産合計			2,532	7.1	2,918
固定資産合計			10,023	27.9	9,997
資産合計			35,943	100.0	32,732

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成19年3月31日)		当連結会計年度 (平成20年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
I 流動負債					
1. 支払手形及び買掛金		9,129		8,220	
2. 未払法人税等		1,024		691	
3. 賞与引当金		344		327	
4. 役員賞与引当金		15		—	
5. その他		830		673	
流動負債合計		11,344	31.6	9,913	30.3
II 固定負債					
1. 繰延税金負債		269		—	
2. 退職給付引当金		750		790	
3. 役員退職慰労引当金		34		21	
4. その他		93		91	
固定負債合計		1,148	3.2	903	2.7
負債合計		12,493	34.8	10,816	33.0
(純資産の部)					
I 株主資本					
1. 資本金		10,599	29.5	10,599	32.4
2. 資本剰余金		4,208	11.7	4,138	12.6
3. 利益剰余金		10,568	29.4	6,936	21.2
4. 自己株式		△2,681	△7.5	△50	△0.1
株主資本合計		22,695	63.1	21,623	66.1
II 評価・換算差額等					
1. その他有価証券評価差額金		600	1.6	40	0.1
2. 為替換算調整勘定		60	0.2	26	0.1
評価・換算差額等合計		660	1.8	66	0.2
III 新株予約権					
新株予約権		94	0.3	226	0.7
純資産合計		23,450	65.2	21,916	67.0
負債純資産合計		35,943	100.0	32,732	100.0

②【連結損益計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)		
I 売上高			36,557	100.0		28,495	100.0
II 売上原価			27,325	74.7		22,142	77.7
売上総利益			9,231	25.3		6,352	22.3
III 販売費及び一般管理費							
1. 給料諸手当		802			830		
2. 貸倒引当金繰入額		0			—		
3. 賞与引当金繰入額		86			75		
4. 役員賞与引当金繰入額		15			—		
5. 退職給付費用		74			85		
6. 役員退職慰労引当金繰入額		19			21		
7. 技術研究費	※1	636			470		
8. 保険料		129			102		
9. その他		1,986	3,752	10.3	1,982	3,568	12.5
営業利益			5,478	15.0		2,784	9.8
IV 営業外収益							
1. 受取利息		5			2		
2. 受取配当金		29			36		
3. 賃貸料		16			12		
4. 受取保険金		44			48		
5. その他		58	154	0.4	35	136	0.5
V 営業外費用							
1. 支払利息		0			1		
2. 手形売却損		71			59		
3. その他		25	97	0.3	103	164	0.6
経常利益			5,535	15.1		2,756	9.7

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
VI 特別利益					
1. 固定資産売却益	※2	120		0	
2. 投資有価証券売却益		0		10	
3. 貸倒引当金戻入益		—		22	
4. 役員賞与引当金戻入益		—	120	15	47
			0.3		0.2
VII 特別損失					
1. 固定資産除却損	※3	87		3	
2. 固定資産売却損	※4	57		4	
3. たな卸資産除却損		55		—	
4. たな卸資産評価損		51		—	
5. 投資有価証券評価損		63		6	
6. 訴訟費用	※5	86		—	
7. 製品改善対策費	※6	—		110	
8. その他		35	437	1	126
			1.1		0.5
税金等調整前当期純利益			5,218		2,677
			14.3		9.4
法人税、住民税及び事業税		1,882		1,037	
法人税等調整額		△111	1,771	11	1,048
			4.9		3.7
当期純利益			3,447		1,629
			9.4		5.7

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本					評価・換算差額等			新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換 算差額等 合計		
平成18年3月31日 残高 (百万円)	10,599	8,011	7,871	△4,015	22,466	805	—	805	—	23,272
連結会計年度中の変動額										
利益処分による配当			△379		△379					△379
剰余金の配当			△297		△297					△297
利益処分による役員賞与			△38		△38					△38
連結会社増加による利益 剰余金減少高			△34		△34					△34
当期純利益			3,447		3,447					3,447
自己株式の取得				△2,587	△2,587					△2,587
自己株式の処分		△32		151	119					119
自己株式の消却		△3,770		3,770	—					—
株主資本以外の項目の連 結会計年度中の変動額(純 額)						△205	60	△144	94	△50
連結会計年度中の変動額合 計 (百万円)	—	△3,802	2,697	1,333	228	△205	60	△144	94	178
平成19年3月31日 残高 (百万円)	10,599	4,208	10,568	△2,681	22,695	600	60	660	94	23,450

当連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	株主資本					評価・換算差額等			新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換 算差額等 合計		
平成19年3月31日 残高 (百万円)	10,599	4,208	10,568	△2,681	22,695	600	60	660	94	23,450
連結会計年度中の変動額										
剰余金の配当			△795		△795					△795
当期純利益			1,629		1,629					1,629
自己株式の取得				△1,916	△1,916					△1,916
自己株式の処分		△5		15	10					10
自己株式の消却		△65	△4,466	4,532	—					—
株主資本以外の項目の連 結会計年度中の変動額(純 額)						△559	△33	△593	132	△461
連結会計年度中の変動額合 計 (百万円)	—	△70	△3,632	2,630	△1,072	△559	△33	△593	132	△1,534
平成20年3月31日 残高 (百万円)	10,599	4,138	6,936	△50	21,623	40	26	66	226	21,916

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

		前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益		5,218	2,677
減価償却費		759	870
投資有価証券評価損		63	6
たな卸資産除却損		55	—
訴訟費用		86	—
貸倒引当金の増減額		0	△22
退職給付引当金の増減額		55	39
受取利息及び受取配当金		△35	△39
支払利息		0	1
投資有価証券売却益		△0	△10
固定資産売却益		△120	—
固定資産除却損		87	3
固定資産売却損		57	4
売上債権の増減額		△181	4,629
たな卸資産の増減額		196	△1,650
仕入債務の増減額		164	△873
役員賞与の支払額		△38	—
その他の増減額		321	△285
小計		6,693	5,351
利息及び配当金の受取額		35	39
利息の支払額		△0	△1
訴訟費用の支払額		△17	△69
法人税等の支払額		△2,568	△1,374
営業活動によるキャッシュ・フロー		4,142	3,946

		前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
定期預金の払戻による収入		40	200
定期預金の預入による支出		△70	△170
有形固定資産の取得による支出		△1,071	△233
有形固定資産の売却による収入		724	2
投資有価証券の取得による支出		△205	△1,213
投資有価証券の売却による収入		200	40
貸付金の回収による収入		0	0
その他の増減額		△2	△21
投資活動によるキャッシュ・フロー		△383	△1,394
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入れによる収入		—	1,000
短期借入金の返済による支出		—	△1,000
自己株式の売却による収入		115	10
自己株式の取得による支出		△2,594	△1,919
配当金の支払額		△677	△786
財務活動によるキャッシュ・フロー		△3,157	△2,696
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		△1	0
V 現金及び現金同等物の増加額又は減少額		601	△144
VI 現金及び現金同等物の期首残高		2,796	3,496
VII 新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加高		98	—
VIII 現金及び現金同等物の期末残高		3,496	3,352

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社の数5社 (株)ツガミマシナリー (株)ツガミシマモト (株)ツガミプレジジョン (株)ツガミ総合サービス 津上精密机床(浙江)有限公司 上記のうち、津上精密机床(浙江)有限公司は、重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。</p> <p>なお、前連結会計年度において連結子会社でありました(株)ツガミツールは、平成18年10月1日付で(株)ツガミ総合サービスへ吸収合併しております。</p> <p>(2) 非連結子会社の名称等 非連結子会社 ツガミ(タイ)</p> <p>(連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p>	<p>(1) 連結子会社の数5社 (株)ツガミマシナリー (株)ツガミシマモト (株)ツガミプレジジョン (株)ツガミ総合サービス 津上精密机床(浙江)有限公司</p> <p>(2) 非連結子会社の名称等 非連結子会社 ツガミ(タイ) TSUGAMI GmbH (連結の範囲から除いた理由) 同左</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法を適用した非連結子会社0社 (2) 持分法を適用しない非連結子会社 (ツガミ(タイ))及び関連会社(株)ファスナー工販、REM SALES LLC)は、それぞれ連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しております。</p>	<p>(1) 持分法を適用した非連結子会社0社 (2) 持分法を適用しない非連結子会社 (ツガミ(タイ)、TSUGAMI GmbH)及び関連会社(株)ファスナー工販、REM SALES LLC)は、それぞれ連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しております。</p>
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>連結子会社のうち、津上精密机床(浙江)有限公司の決算日は12月31日であります。</p> <p>連結財務諸表の作成に際しましては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結決算上必要な調整を行っております。</p>	<p>同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p>	<p>① 有価証券 其他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>② たな卸資産 主として移動平均法による原価法</p> <p>① 有形固定資産 定率法によっております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び在外子会社については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物 15年～38年 機械装置及び運搬具 10年</p>	<p>① 有価証券 其他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>② たな卸資産 同左</p> <p>① 有形固定資産 同左</p> <p>（会計方針の変更） 当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これにより、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益は、それぞれ20百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載してあります。</p> <p>（追加情報） 当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ52百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載してあります。</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
(3) 重要な引当金の計上基準	<p>② 無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p> <p>③ 長期前払費用 定額法によっております。</p> <p>① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>② 賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。</p> <p>③ 役員賞与引当金 役員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更) 当連結会計年度より、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号 平成17年11月29日）を適用しております。 これにより営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ15百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異（2,180百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p>	<p>② 無形固定資産 同左</p> <p>③ 長期前払費用 同左</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 賞与引当金 同左</p> <p>③ 役員賞与引当金 役員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。 なお、当連結会計年度末において、支給見込額を合理的に見積ることが困難であるため、計上しておりません。</p> <p>④ 退職給付引当金 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(4) 重要なリース取引の処理方法</p> <p>(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項</p>	<p>⑤ 役員退職慰労引当金</p> <p>一部の連結子会社については、役員の退職により支給する役員退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給限度額を計上しております。</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>消費税等の会計処理</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p>	<p>⑤ 役員退職慰労引当金</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>消費税等の会計処理</p> <p>同左</p>
<p>5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項</p>	<p>連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。</p>	<p>同左</p>
<p>6. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</p>	<p>手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的投資からなっております。</p>	<p>同左</p>

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

項目	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1. ストック・オプション等に関する会計基準	<p>当連結会計年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ98百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメントに情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>	<p>—————</p>
2. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準	<p>当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は23,356百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。</p>	<p>—————</p>
3. 自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正	<p>当連結会計年度から、改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>連結財務諸表規則の改正により、当連結会計年度における連結財務諸表は、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。</p>	<p>—————</p>

注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成19年3月31日)	当連結会計年度 (平成20年3月31日)
<p>※1. 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">投資有価証券(株式) 16百万円</p> <p>2. 受取手形裏書譲渡高 53百万円</p> <p>3. 受取手形割引高 1,000百万円 輸出受取手形割引高 2,687</p> <p>※4. 連結会計年度末日満期手形 連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。</p> <p style="padding-left: 20px;">受取手形 770百万円</p>	<p>※1. 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">投資有価証券(株式) 16百万円</p> <p>2. 受取手形裏書譲渡高 一百万円</p> <p>3. 受取手形割引高 1,314百万円 輸出受取手形割引高 2,267</p> <p>※4. _____</p>

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>※1. 研究開発費の総額</p> <p style="padding-left: 20px;">一般管理費及び当期製造費用 に含まれる研究開発費 636百万円</p> <p>※2. 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">土地 120百万円 その他 0 <u>120百万円</u></p> <p>※3. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">工具 82百万円 その他 5 <u>87百万円</u></p> <p>※4. 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">建物 36百万円 機械装置 20 その他 1 <u>57百万円</u></p> <p>※5. 訴訟費用は、訴訟に関する弁護士費用等であり ます。</p> <p>※6. _____</p>	<p>※1. 研究開発費の総額</p> <p style="padding-left: 20px;">一般管理費及び当期製造費用 に含まれる研究開発費 470百万円</p> <p>※2. 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">機械装置 0百万円</p> <p>※3. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">機械装置 2百万円 その他 0 <u>3百万円</u></p> <p>※4. 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">機械装置 4百万円</p> <p>※5. _____</p> <p>※6. 製品改善対策費は、主として海外の一部地域向け 製品に高剛性タイプが必要だった為、部品を交換し た事等による費用であります。</p>

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度増 加株式数(千株)	当連結会計年度減 少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	89,019	—	10,000	79,019
合計	89,019	—	10,000	79,019
自己株式				
普通株式	13,099	3,680	10,438	6,341
合計	13,099	3,680	10,438	6,341

(注) 1. 発行済株式の普通株式の株式数の減少10,000千株は、消却による減少であります。

2. 自己株式の普通株式の株式数の増加3,680千株は、単元未満株式の買取りによる増加18千株、当社が取得した自己株式3,662千株であります。

3. 自己株式の普通株式の株式数の減少10,438千株は、ストック・オプションの行使による減少438千株、消却による減少10,000千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			前連結会計 年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとして の新株予約権	—	—	—	—	—	94
合計		—	—	—	—	—	94

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月23日 定時株主総会	普通株式	379	5.00	平成18年3月31日	平成18年6月23日
平成18年11月13日 取締役会	普通株式	297	4.00	平成18年9月30日	平成18年12月5日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年5月18日 取締役会	普通株式	436	利益剰余金	6.00	平成19年3月31日	平成19年6月8日

当連結会計年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（千株）	当連結会計年度増 加株式数（千株）	当連結会計年度減 少株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	79,019	—	11,000	68,019
合計	79,019	—	11,000	68,019
自己株式				
普通株式	6,341	4,824	11,035	130
合計	6,341	4,824	11,035	130

(注) 1. 発行済株式の普通株式の株式数の減少11,000千株は、自己株式の消却による減少であります。

2. 自己株式の普通株式の株式数の増加4,824千株は、単元未満株式の買取りによる増加13千株、当社が取得した自己株式4,811千株であります。

3. 自己株式の普通株式の株式数の減少11,035千株は、ストック・オプションの行使による減少35千株、消却による減少11,000千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			前連結会計 年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプションとして の新株予約権	—	—	—	—	—	226
合計		—	—	—	—	—	226

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年5月18日 取締役会	普通株式	436	6.00	平成19年3月31日	平成19年6月8日
平成19年11月12日 取締役会	普通株式	359	5.00	平成19年9月30日	平成19年11月27日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
平成20年5月15日 取締役会	普通株式	339	利益剰余金	5.00	平成20年3月31日	平成20年6月3日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金勘定 3,576百万円	現金及び預金勘定 3,402百万円
預入期間が3か月を超える定期預金 $\Delta 80$	預入期間が3か月を超える定期預金 $\Delta 50$
現金及び現金同等物 <u>3,496百万円</u>	現金及び現金同等物 <u>3,352百万円</u>
2. 重要な非資金取引	2. 重要な非資金取引
自己株式の消却 3,770百万円	自己株式の消却 4,532百万円

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額
(単位：百万円)	(単位：百万円)
取得価額相当額	取得価額相当額
減価償却累計額相当額	減価償却累計額相当額
期末残高相当額	期末残高相当額
機械装置及び運搬具 43	機械装置及び運搬具 39
有形固定資産・その他 96	有形固定資産・その他 75
無形固定資産・その他 31	無形固定資産・その他 21
合計 <u>171</u>	合計 <u>136</u>
なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。	同左
② 未経過リース料期末残高相当額	② 未経過リース料期末残高相当額
1年以内 28百万円	1年以内 25百万円
1年超 42	1年超 21
計 <u>71百万円</u>	計 <u>46百万円</u>
なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。	同左
③ 支払リース料及び減価償却費相当額	③ 支払リース料及び減価償却費相当額
支払リース料 33百万円	支払リース料 29百万円
減価償却費相当額 33	減価償却費相当額 29
④ 減価償却費相当額の算定方法	④ 減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	同左

(有価証券関係)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	前連結会計年度（平成19年3月31日）			当連結会計年度（平成20年3月31日）		
		取得原価 （百万円）	連結貸借対照 表計上額 （百万円）	差額 （百万円）	取得原価 （百万円）	連結貸借対照 表計上額 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	(1) 株式	1,156	2,168	1,012	611	919	308
	(2) 債券	—	—	—	—	—	—
	(3) その他	—	—	—	—	—	—
	小計	1,156	2,168	1,012	611	919	308
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	(1) 株式	27	27	—	1,788	1,548	△240
	(2) 債券	—	—	—	—	—	—
	(3) その他	—	—	—	—	—	—
	小計	27	27	—	1,788	1,548	△240
合計		1,184	2,196	1,012	2,399	2,467	67

(注) 当連結会計年度において、減損処理の対象となった銘柄はありません。

また、前連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式について31百万円減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行っております。

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）			当連結会計年度 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）		
売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
200	0	—	40	10	—

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	前連結会計年度（平成19年3月31日）	当連結会計年度（平成20年3月31日）
	連結貸借対照表計上額（百万円）	
その他有価証券		
非上場株式	11	4

(注) 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のない株式について6百万円減損処理を行っております。

また、前連結会計年度において、その他有価証券で時価のない株式について32百万円減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）及び当連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

当社グループは、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、退職一時金制度と適格退職年金制度を併用しております。

2. 退職給付債務及びその内訳

	前連結会計年度 (平成19年3月31日)	当連結会計年度 (平成20年3月31日)
(1) 退職給付債務 (百万円)	△2,466	△2,451
(2) 年金資産 (百万円)	395	526
(3) 未積立退職給付債務 (百万円) (1) + (2)	△2,071	△1,924
(4) 会計基準変更時差異の未処理額 (百万円)	1,121	982
(5) 未認識数理計算上の差異 (百万円)	198	152
(6) 未認識過去勤務債務 (百万円)	—	—
(7) 連結貸借対照表計上額純額 (百万円) (3) + (4) + (5) + (6)	△750	△790
(8) 前払年金費用 (百万円)	—	—
(9) 退職給付引当金 (百万円) (7) - (8)	△750	△790

(注) 連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用の内訳

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
退職給付費用 (百万円)	388	397
(1) 勤務費用 (百万円)	123	130
(2) 利息費用 (百万円)	35	35
(3) 期待運用収益 (百万円)	△4	△7
(4) 会計処理基準変更時差異の費用処理額 (百万円)	139	139
(5) 数理計算上の差異の費用処理額 (百万円)	94	100

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は「(1) 勤務費用」に計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	前連結会計年度 (平成19年3月31日)	当連結会計年度 (平成20年3月31日)
(1) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
(2) 割引率 (%)	1.5	1.5
(3) 期待運用収益率 (%)	2.0	2.0
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	—	—
(5) 数理計算上の差異の処理年数	発生の翌連結会計年度から5年	発生の翌連結会計年度から5年
(6) 会計基準変更時差異の処理年数 (年)	15	15

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

1. スtock・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 98百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成16年 第1回一般型新株予約権	平成17年 第2回一般型新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社監査役 4名 当社使用人 46名 当社子会社の役員及び使用人 16名	当社取締役 1名 当社使用人 40名 当社子会社の役員及び使用人 11名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 650,000株	普通株式 360,000株
付与日	平成16年7月1日	平成17年7月1日
権利確定条件	該当事項なし	該当事項なし
対象勤務期間	平成16年7月1日～平成18年6月30日	平成17年7月1日～平成19年6月30日
権利行使期間	平成18年7月1日～平成21年6月30日	平成19年7月1日～平成22年6月30日

	平成17年 第1回報酬型新株予約権	平成18年 第3回一般型新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社監査役 4名 当社使用人 7名	当社使用人 45名 当社子会社の取締役 8名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 220,000株	普通株式 340,000株
付与日	平成17年7月1日	平成18年7月3日
権利確定条件	原則として当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役、役付執行役員及びこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、地位を喪失した日(以下、「役員等退任日」という。)の翌日(以下、「権利開始日」という。)から当該権利開始日より7日を経過する日(ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日)までの間に限り、新株予約権を行使することができる。	該当事項なし
対象勤務期間	該当事項なし	平成18年7月3日～平成20年7月3日
権利行使期間	平成17年7月1日～平成37年6月30日	平成20年7月4日～平成23年6月30日

	平成18年 株式報酬型ストック・オプションAプラン	平成18年 株式報酬型ストック・オプションBプラン
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社監査役 4名	当社役付執行役員 8名 これに準ずる使用人 3名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 78,000株	普通株式 72,000株
付与日	平成18年7月20日	平成18年7月20日
権利確定条件	原則として当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役、役付執行役員及びこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、地位を喪失した日（以下、「役員等退任日」という。）の翌日（以下、「権利開始日」という。）から当該権利開始日より7日を経過する日（ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日）までの間に限り、新株予約権を行使することができる。	原則として当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役、役付執行役員及びこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、地位を喪失した日（以下、「役員等退任日」という。）の翌日（以下、「権利開始日」という。）から当該権利開始日より7日を経過する日（ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日）までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	該当事項なし	該当事項なし
権利行使期間	平成18年7月21日～平成38年7月20日	平成18年7月21日～平成38年7月20日

（注）株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成19年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成16年 第1回一般型新株予約権	平成17年 第2回一般型新株予約権	平成17年 第1回報酬型新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	650,000	360,000	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	650,000	—	—
未確定残	—	360,000	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	—	—	208,000
権利確定	650,000	—	—
権利行使	403,000	—	28,000
失効	17,000	—	—
未行使残	230,000	—	180,000

	平成18年 第3回一般型新株予約権	平成18年 株式報酬型ストック・オ プションAプラン	平成18年 株式報酬型ストック・オ プションBプラン
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	340,000	78,000	72,000
失効	—	—	—
権利確定	—	78,000	72,000
未確定残	340,000	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	78,000	72,000
権利行使	—	—	7,000
失効	—	—	6,000
未行使残	—	78,000	59,000

② 単価情報

	平成16年 第1回一般型新株予約権	平成17年 第2回一般型新株予約権	平成17年 第1回報酬型新株予約権
権利行使価格 (円)	286	575	1
行使時平均株価 (円)	718	—	727
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	—	—

	平成18年 第3回一般型新株予約権	平成18年 株式報酬型ストック・オ プションAプラン	平成18年 株式報酬型ストック・オ プションBプラン
権利行使価格 (円)	759	1	1
行使時平均株価 (円)	—	—	705
公正な評価単価 (付与日) (円)	176	608	608

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成18年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- ① 使用した評価技法 ブラック・ショールズ法
- ② 主な基礎数値及び見積方法

	平成18年 一般型新株予約権	平成18年 報酬型新株予約権 Aプラン及びBプラン
株価変動性 (注) 1	33.480%	58.947%
予想残存期間 (注) 2	3.5年	10.0年
予想配当 (注) 3	8.00円/株	8.00円/株
無リスク利率 (注) 4	1.169%	1.818%

- (注) 1. 平成18年一般型新株予約権については、過去3.5年間(平成15年1月4日～平成18年7月3日)の各月の最終取引日における終値に基づき算定しております。平成18年報酬型新株予約権Aプラン及びBプランについては過去10年(平成8年6月～平成18年6月)の各月の最終取引日における終値に基づき算定しております。
2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間中の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。
3. 平成18年3月期の配当実績によっております。
4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

当連結会計年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

1. ストック・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

売上原価 20百万円
販売費及び一般管理費 111百万円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成16年 第1回一般型新株予約権	平成17年 第2回一般型新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社監査役 4名 当社使用人 46名 当社子会社の役員及び使用人 16名	当社取締役 1名 当社使用人 40名 当社子会社の役員及び使用人 11名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 650,000株	普通株式 360,000株
付与日	平成16年7月1日	平成17年7月1日
権利確定条件	該当事項なし	該当事項なし
対象勤務期間	平成16年7月1日～平成18年6月30日	平成17年7月1日～平成19年6月30日
権利行使期間	平成18年7月1日～平成21年6月30日	平成19年7月1日～平成22年6月30日

	平成17年 第1回報酬型新株予約権	平成18年 第3回一般型新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社監査役 4名 当社使用人 7名	当社使用人 45名 当社子会社の取締役 8名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 220,000株	普通株式 340,000株
付与日	平成17年7月1日	平成18年7月3日
権利確定条件	原則として当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役、役付執行役員及びこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、地位を喪失した日（以下、「役員等退任日」という。）の翌日（以下、「権利開始日」という。）から当該権利開始日より7日を経過する日（ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日）までの間に限り、新株予約権を行使することができる。	該当事項なし
対象勤務期間	該当事項なし	平成18年7月3日～平成20年7月3日
権利行使期間	平成17年7月1日～平成37年6月30日	平成20年7月4日～平成23年6月30日

	平成18年 株式報酬型ストック・オプションAプラン	平成18年 株式報酬型ストック・オプションBプラン
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社監査役 4名	当社役付執行役員 8名 これに準ずる使用人 3名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 78,000株	普通株式 72,000株
付与日	平成18年7月20日	平成18年7月20日
権利確定条件	原則として当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役、役付執行役員及びこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、地位を喪失した日（以下、「役員等退任日」という。）の翌日（以下、「権利開始日」という。）から当該権利開始日より7日を経過する日（ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日）までの間に限り、新株予約権を行使することができる。	原則として当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役、役付執行役員及びこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、地位を喪失した日（以下、「役員等退任日」という。）の翌日（以下、「権利開始日」という。）から当該権利開始日より7日を経過する日（ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日）までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	該当事項なし	該当事項なし
権利行使期間	平成18年7月21日～平成38年7月20日	平成18年7月21日～平成38年7月20日

	平成19年 第4回一般型新株予約権	平成19年 株式報酬型ストック・オプションAプラン
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 42名 当社子会社の取締役 7名	当社取締役 4名 当社監査役 4名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 350,000株	普通株式 101,000株
付与日	平成19年7月9日	平成19年7月9日
権利確定条件	該当事項なし	原則として当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役、役付執行役員及びこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、地位を喪失した日（以下、「役員等退任日」という。）の翌日（以下、「権利開始日」という。）から当該権利開始日より7日を経過する日（ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日）までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	平成19年7月9日～平成21年7月9日	該当事項なし
権利行使期間	平成21年7月10日～平成24年6月30日	平成19年7月10日～平成39年7月9日

	平成19年 株式報酬型ストック・オプションBプラン
付与対象者の区分及び人数	当社の役付執行役員 11名 当社使用人 1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 89,000株
付与日	平成19年7月9日
権利確定条件	原則として当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役、役付執行役員及びこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、地位を喪失した日（以下、「役員等退任日」という。）の翌日（以下、「権利開始日」という。）から当該権利開始日より7日を経過する日（ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日）までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	該当事項なし
権利行使期間	平成19年7月10日～平成39年7月9日

（注）株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成20年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成16年 第1回一般型新株予約権	平成17年 第2回一般型新株予約権	平成17年 第1回報酬型新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	360,000	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	360,000	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	230,000	—	180,000
権利確定	—	360,000	—
権利行使	35,000	—	—
失効	—	—	—
未行使残	195,000	360,000	180,000

	平成18年 第3回一般型新株予約権	平成18年 株式報酬型ストック・オプションAプラン	平成18年 株式報酬型ストック・オプションBプラン
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	340,000	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	340,000	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	—	78,000	59,000
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	78,000	59,000

	平成19年 第4回一般型新株予約権	平成19年 株式報酬型ストック・オ プションAプラン	平成19年 株式報酬型ストック・オ プションBプラン
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	350,000	101,000	89,000
失効	—	—	—
権利確定	—	101,000	89,000
未確定残	350,000	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	101,000	89,000
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	101,000	89,000

② 単価情報

	平成16年 第1回一般型新株予約権	平成17年 第2回一般型新株予約権	平成17年 第1回報酬型新株予約権
権利行使価格 (円)	286	575	1
行使時平均株価 (円)	554	—	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	—	—

	平成18年 第3回一般型新株予約権	平成18年 株式報酬型ストック・オ プションAプラン	平成18年 株式報酬型ストック・オ プションBプラン
権利行使価格 (円)	759	1	1
行使時平均株価 (円)	—	—	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	176	608	608

	平成19年 第4回一般型新株予約権	平成19年 株式報酬型ストック・オ プションAプラン	平成19年 株式報酬型ストック・オ プションBプラン
権利行使価格 (円)	600	1	1
行使時平均株価 (円)	—	—	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	138	513	513

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成19年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- ① 使用した評価技法 ブラック・ショールズ法
- ② 主な基礎数値及び見積方法

	平成19年 一般型新株予約権	平成19年 報酬型新株予約権 Aプラン及びBプラン
株価変動性 (注) 1	33.058%	58.605%
予想残存期間 (注) 2	3.5年	10.0年
予想配当 (注) 3	10.00円/株	10.00円/株
無リスク利率 (注) 4	1.299%	1.934%

- (注) 1. 平成19年一般型新株予約権については、過去3.5年間(平成16年1月4日～平成19年7月3日)の各月の最終取引日における終値に基づき算定しております。平成19年報酬型新株予約権Aプラン及びBプランについては過去10年(平成9年6月～平成19年6月)の各月の最終取引日における終値に基づき算定しております。
2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間中の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。
3. 平成19年3月期の配当実績によっております。
4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成19年3月31日)	当連結会計年度 (平成20年3月31日)																																																								
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>貸倒引当金</td><td style="text-align: right;">35百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">140</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">313</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損</td><td style="text-align: right;">380</td></tr> <tr><td>たな卸資産評価損</td><td style="text-align: right;">13</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td style="text-align: right;">121</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">94</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">116</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;"><u>1,215</u></td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;"><u>△688</u></td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;"><u>527</u></td></tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;"><u>△411百万円</u></td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;"><u>△411</u></td></tr> <tr><td>繰延税金資産(負債)の純額</td><td style="text-align: right;"><u>115</u></td></tr> </table>	貸倒引当金	35百万円	賞与引当金	140	退職給付引当金	313	投資有価証券評価損	380	たな卸資産評価損	13	減損損失	121	未払事業税	94	その他	116	繰延税金資産小計	<u>1,215</u>	評価性引当額	<u>△688</u>	繰延税金資産合計	<u>527</u>	その他有価証券評価差額金	<u>△411百万円</u>	繰延税金負債合計	<u>△411</u>	繰延税金資産(負債)の純額	<u>115</u>	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>貸倒引当金</td><td style="text-align: right;">25百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">133</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">329</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損</td><td style="text-align: right;">359</td></tr> <tr><td>たな卸資産評価損</td><td style="text-align: right;">10</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td style="text-align: right;">121</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">55</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">110</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;"><u>1,146</u></td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;"><u>△630</u></td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;"><u>515</u></td></tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;"><u>△27百万円</u></td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;"><u>△27</u></td></tr> <tr><td>繰延税金資産(負債)の純額</td><td style="text-align: right;"><u>488</u></td></tr> </table>	貸倒引当金	25百万円	賞与引当金	133	退職給付引当金	329	投資有価証券評価損	359	たな卸資産評価損	10	減損損失	121	未払事業税	55	その他	110	繰延税金資産小計	<u>1,146</u>	評価性引当額	<u>△630</u>	繰延税金資産合計	<u>515</u>	その他有価証券評価差額金	<u>△27百万円</u>	繰延税金負債合計	<u>△27</u>	繰延税金資産(負債)の純額	<u>488</u>
貸倒引当金	35百万円																																																								
賞与引当金	140																																																								
退職給付引当金	313																																																								
投資有価証券評価損	380																																																								
たな卸資産評価損	13																																																								
減損損失	121																																																								
未払事業税	94																																																								
その他	116																																																								
繰延税金資産小計	<u>1,215</u>																																																								
評価性引当額	<u>△688</u>																																																								
繰延税金資産合計	<u>527</u>																																																								
その他有価証券評価差額金	<u>△411百万円</u>																																																								
繰延税金負債合計	<u>△411</u>																																																								
繰延税金資産(負債)の純額	<u>115</u>																																																								
貸倒引当金	25百万円																																																								
賞与引当金	133																																																								
退職給付引当金	329																																																								
投資有価証券評価損	359																																																								
たな卸資産評価損	10																																																								
減損損失	121																																																								
未払事業税	55																																																								
その他	110																																																								
繰延税金資産小計	<u>1,146</u>																																																								
評価性引当額	<u>△630</u>																																																								
繰延税金資産合計	<u>515</u>																																																								
その他有価証券評価差額金	<u>△27百万円</u>																																																								
繰延税金負債合計	<u>△27</u>																																																								
繰延税金資産(負債)の純額	<u>488</u>																																																								
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.7%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>評価性引当額の増減</td><td style="text-align: right;">△5.5</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td style="text-align: right;">0.4</td></tr> <tr><td>試験研究費特別控除</td><td style="text-align: right;">△1.3</td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">0.2</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">△0.1</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">△0.5</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;"><u>33.9</u></td></tr> </table>	法定実効税率	40.7%	(調整)		評価性引当額の増減	△5.5	住民税均等割	0.4	試験研究費特別控除	△1.3	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.1	その他	△0.5	税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>33.9</u>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。</p>																																						
法定実効税率	40.7%																																																								
(調整)																																																									
評価性引当額の増減	△5.5																																																								
住民税均等割	0.4																																																								
試験研究費特別控除	△1.3																																																								
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2																																																								
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.1																																																								
その他	△0.5																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>33.9</u>																																																								

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

	工作機械事業 (百万円)	専用機その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I. 売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	32,774	3,782	36,557	—	36,557
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	32,774	3,782	36,557	—	36,557
営業費用	27,122	3,197	30,319	758	31,078
営業利益	5,652	584	6,237	(758)	5,478
II. 資産、減価償却費及び資本的 支出					
資産	26,333	3,665	29,998	5,945	35,943
減価償却費	574	163	737	22	759
資本的支出	781	171	953	—	953

(注) 1. 事業区分は、製品の種類別区分によっております。

2. 各区分の主な製品

(1) 工作機械事業：CNC精密自動旋盤、CNC精密円筒研削盤、マシニングセンタ、転造盤

(2) 専用機その他の事業：専用機、ゲージブロック、ロールダイス、ねじインサート

3. 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能費用の金額は758百万円であり、その主なものは、当社本社の総務部門等管理部門に係る費用であります。

4. 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は5,945百万円であり、その主なものは、当社本社での余資運用資金(現金及び有価証券)、長期投資資金(投資有価証券)及び管理部門に係る資産等であります。

5. 減価償却費及び資本的支出には、長期前払費用の償却額及び増加額が含まれております。

6. 会計方針の変更

(ストック・オプション等に関する会計基準)

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」の1.に記載のとおり、当連結会計年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。

この変更に伴い、従来の方によった場合に比べて、「消去又は全社」の営業費用は98百万円増加し、営業利益は同額減少しております。

(役員賞与に関する会計基準)

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の4. 会計処理基準に関する事項 (3) 重要な引当金の計上基準③役員賞与引当金に記載のとおり、当連結会計年度より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。

この変更に伴い、従来の方によった場合に比べて、「消去又は全社」の営業費用は15百万円増加し、営業利益は同額減少しております。

当連結会計年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

	工作機械事業 (百万円)	専用機その他 の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I. 売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	27,056	1,438	28,495	—	28,495
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	27,056	1,438	28,495	—	28,495
営業費用	23,703	1,241	24,944	765	25,710
営業利益	3,353	197	3,550	(765)	2,784
II. 資産、減価償却費及び資本的 支出					
資産	24,935	1,800	26,736	5,996	32,732
減価償却費	681	167	849	21	870
資本的支出	494	6	501	—	501

(注) 1. 事業区分は、製品の種類別区分によっております。

2. 各区分の主な製品

(1) 工作機械事業：CNC精密自動旋盤、CNC精密円筒研削盤、マシニングセンタ、転造盤

(2) 専用機その他の事業：専用機、ゲージブロック、ロールダイス、ねじインサート

3. 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能費用の金額は765百万円であり、その主なものは、当社本社の総務部門等管理部門に係る費用であります。

4. 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は5,996百万円であり、その主なものは、当社本社での余資運用資金(現金及び有価証券)、長期投資資金(投資有価証券)及び管理部門に係る資産等でありませぬ。

5. 減価償却費及び資本的支出には、長期前払費用の償却額及び増加額が含まれております。

6. 会計方針の変更

(有形固定資産の減価償却の方法の変更)

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「4. 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」の(会計方針の変更)に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、「工作機械事業」が19百万円、「専用機その他事業」が0百万円、それぞれ営業費用が増加し、営業利益がそれぞれ同額減少しております。

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「4. 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」の(追加情報)に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、「工作機械事業」が45百万円、「専用機その他事業」が6百万円、「消去又は全社」が0百万円、それぞれ営業費用が増加し、営業利益がそれぞれ同額減少しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

本邦の売上高及び資産の金額は、全セグメントの売上高の合計及び全セグメント資産の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、所在地別セグメントの記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

本邦の売上高及び資産の金額は、全セグメントの売上高の合計及び全セグメント資産の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、所在地別セグメントの記載を省略しております。

【海外売上高】

最近2連結会計年度の海外売上高は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			
	アジア	アメリカ	ヨーロッパ	計
I 海外売上高 (百万円)	11,360	3,296	639	15,296
II 連結売上高 (百万円)				36,557
III 連結売上高に占める海外売上高の割合 (%)	31.1	9.0	1.7	41.8

	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			
	アジア	アメリカ	ヨーロッパ	計
I 海外売上高 (百万円)	9,356	1,544	2,770	13,671
II 連結売上高 (百万円)				28,495
III 連結売上高に占める海外売上高の割合 (%)	32.8	5.4	9.7	48.0

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 各区分に属する主な国又は地域

(1) アジア……………台湾、タイ、香港、シンガポール、中国、韓国、インド

(2) アメリカ……………アメリカ合衆国

(3) ヨーロッパ……………ドイツ、スイス、イタリア、フランス

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(関連当事者)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員	藤森 一雄	-	-	当社監査役 ㈱東京精密代表取締役	(所有) 直接 0.16% (被所有) 直接 5.81%	-	-	当社製品の販売	1,876	受取手形 売掛金	287 149
								同社商品の仕入	102	支払手形 買掛金	23 1
								固定資産の購入	15	設備支払 手形	9

1. 取引金額には消費税は含まれておらず、期末残高には消費税が含まれております。
2. 当社製品の販売、同社商品の仕入及び固定資産の購入については、市場価格を参考に決定しております。
3. 株式会社東京精密は、所有している当社の株式4,592千株をみずほ信託銀行株式会社に退職給付信託として拋出しており、その議決権の行使については、株式会社東京精密が指図権を留保しております。

当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員	藤森 一雄	-	-	当社監査役 ㈱東京精密代表取締役	(所有) 直接 0.16% (被所有) 直接 6.75%	-	-	当社製品の販売	619	売掛金	0
								同社商品の仕入	74	支払手形 買掛金	19 6
								固定資産の購入	1	未払金	1

1. 取引金額には消費税は含まれておらず、期末残高には消費税が含まれております。
2. 当社製品の販売、同社商品の仕入及び固定資産の購入については、市場価格を参考に決定しております。
3. 株式会社東京精密は、所有している当社の株式4,592千株をみずほ信託銀行株式会社に退職給付信託として拋出しており、その議決権の行使については、株式会社東京精密が指図権を留保しております。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	322.67円	1株当たり純資産額	319.50円
1株当たり当期純利益金額	46.36円	1株当たり当期純利益金額	23.03円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	46.05円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	22.86円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	3,447	1,629
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	3,447	1,629
期中平均株式数(千株)	74,365	70,775
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	498	531
(うちストックオプション)	(498)	(531)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成18年6月23日定時株主総会決議によるストック・オプション(株式の数340千株)	平成17年6月24日定時株主総会決議によるストック・オプション(株式の数360千株) 平成18年6月23日定時株主総会決議によるストック・オプション(株式の数340千株) 平成19年6月22日定時株主総会決議によるストック・オプション(株式の数350千株)

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

ストックオプションの決議

提出会社は、平成19年6月22日開催の第104期定時株主総会において、新株予約権の発行を決議しております。

その内容は、「第4 提出会社の状況」の「1 株式等の状況」における「(8) ストックオプション制度の内容」5.平成19年6月22日開催の定時株主総会決議に基づくものに記載のとおりであります。

当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

ストックオプションの決議

提出会社は、平成20年6月20日開催の第105期定時株主総会において、新株予約権の発行を決議しております。

その内容は、「第4 提出会社の状況」の「1 株式等の状況」における「(8) ストックオプション制度の内容」7.平成20年6月20日開催の定時株主総会決議に基づくものに記載のとおりであります。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)		
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
(資産の部)						
I 流動資産						
1. 現金及び預金			3,191		2,976	
2. 受取手形	※1,3		3,011		745	
3. 売掛金	※1		11,195		9,044	
4. 商品			9		7	
5. 製品			843		920	
6. 原材料			1,282		1,377	
7. 仕掛品			5,003		5,909	
8. 貯蔵品			2		3	
9. 前払費用			24		31	
10. 関係会社短期貸付金			94		130	
11. 繰延税金資産			385		312	
12. 立替金	※1		114		68	
13. 未収入金	※1		—		567	
14. その他			145		3	
貸倒引当金			△78		△58	
流動資産合計			25,224	71.7	22,037	68.8

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)		
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
II 固定資産						
1. 有形固定資産						
(1) 建物		6,585		6,640		
減価償却累計額		2,721	3,863	2,949	3,691	
(2) 構築物		437		441		
減価償却累計額		238	198	272	169	
(3) 機械装置		8,444		8,494		
減価償却累計額		6,535	1,909	6,770	1,723	
(4) 車両運搬具		47		47		
減価償却累計額		35	12	39	7	
(5) 工具		125		218		
減価償却累計額		65	59	128	89	
(6) 器具備品		338		344		
減価償却累計額		196	142	220	123	
(7) 土地			486		486	
(8) 建設仮勘定			2		25	
有形固定資産合計			6,675	19.0	6,316	19.7
2. 無形固定資産						
(1) ソフトウェア			4		7	
(2) 電話加入権			8		8	
無形固定資産合計			13	0.0	16	0.1
3. 投資その他の資産						
(1) 投資有価証券			2,205		2,469	
(2) 関係会社株式			317		317	
(3) 関係会社出資金			658		667	
(4) 従業員に対する長期 貸付金			2		2	
(5) 長期前払費用			3		3	
(6) 繰延税金資産			—		117	
(7) その他			86		83	
投資その他の資産合計			3,273	9.3	3,661	11.4
固定資産合計			9,961	28.3	9,993	31.2
資産合計			35,186	100.0	32,031	100.0

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
I 流動負債					
1. 支払手形	※1	7,067		6,232	
2. 買掛金	※1	2,337		2,287	
3. 未払金	※1	463		446	
4. 未払費用	※1	285		228	
5. 未払法人税等		891		549	
6. 前受金		0		2	
7. 預り金		54		43	
8. 賞与引当金		240		225	
9. 設備支払手形		72		97	
10. 役員賞与引当金		15		—	
11. その他		33		12	
流動負債合計		11,461	32.6	10,125	31.6
II 固定負債					
1. 繰延税金負債		269		—	
2. 退職給付引当金		646		684	
3. 預り保証金		16		14	
4. 長期前受収益		0		—	
5. その他		69		69	
固定負債合計		1,002	2.8	768	2.4
負債合計		12,463	35.4	10,893	34.0

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)					
I 株主資本					
1. 資本金		10,599	30.1	10,599	33.1
2. 資本剰余金					
(1) 資本準備金		4,138		4,138	
(2) その他資本剰余金		82		—	
資本剰余金合計		4,220	12.0	4,138	12.9
3. 利益剰余金					
(1) その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		9,890		6,183	
利益剰余金合計		9,890	28.1	6,183	19.3
4. 自己株式		△2,681	△7.6	△50	△0.1
株主資本合計		22,028	62.6	20,871	65.2
II 評価・換算差額等					
1. その他有価証券評価差 額金		600	1.7	40	0.1
評価・換算差額等合計		600	1.7	40	0.1
III 新株予約権		94	0.3	226	0.7
純資産合計		22,723	64.6	21,137	66.0
負債純資産合計		35,186	100.0	32,031	100.0

②【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
I 売上高					
1. 製品売上高		34,431		27,115	
2. 商品売上高		823	35,255	846	27,962
100.0					100.0
II 売上原価					
1. 製品売上原価					
(1) 製品期首たな卸高		1,208		843	
(2) 当期製品製造原価		26,170		22,065	
合計		27,378		22,908	
(3) 製品期末たな卸高		843		920	
(4) 他勘定への振替高	※1	43		91	
(5) 差引製品売上原価		26,491		21,897	
2. 商品売上原価					
(1) 商品期首たな卸高		15		9	
(2) 当期商品仕入高		767		802	
合計		782		811	
(3) 商品期末たな卸高		9		7	
(4) 差引商品売上原価		773	27,265	804	22,702
81.2					81.2
売上総利益			7,989		5,259
22.7					18.8
III 販売費及び一般管理費					
1. 荷造運搬費		93		99	
2. 広告宣伝費		239		218	
3. 役員報酬		143		150	
4. 給与諸手当		537		606	
5. 賞与引当金繰入額		44		53	
6. 役員賞与引当金繰入額		15		—	
7. 退職給付費用		69		81	
8. 賃借料		100		96	
9. 旅費交通費		228		265	
10. 保険料		127		99	
11. 技術研究費	※2	614		457	
12. 減価償却費		20		23	
13. その他		845	3,079	823	2,974
10.6					10.6
営業利益			4,909		2,284
13.9					8.2

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
IV 営業外収益					
1. 受取利息		5		2	
2. 受取配当金	※3	169		286	
3. 賃貸料	※3	59		102	
4. 受取保険金		44		48	
5. その他		63	342	47	487
V 営業外費用					
1. 支払利息		0		1	
2. 賃貸資産費用		39		94	
3. 売上割引		11		19	
4. 手形売却損		71		59	
5. その他		20	141	33	207
経常利益			5,110		2,564
VI 特別利益					
1. 投資有価証券売却益		0		10	
2. 固定資産売却益	※4	120		0	
3. 貸倒引当金戻入益		—		20	
4. 役員賞与引当金戻入益		—	120	15	45
VII 特別損失					
1. 固定資産除却損	※5	83		2	
2. 固定資産売却損	※6	48		4	
3. たな卸資産除却損		40		—	
4. たな卸資産評価損		51		—	
5. 投資有価証券評価損		63		6	
6. 訴訟費用	※7	86		—	
7. 製品改善対策費	※8	—		110	
8. その他		35	409	1	126
税引前当期純利益			4,821		2,484
法人税、住民税及び事業税		1,675		870	
法人税等調整額		△111	1,564	70	940
当期純利益			3,257		1,544

製造原価明細書

		前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 材料費		19,510	71.9	16,285	68.4
II 労務費		3,225	11.9	2,911	12.2
III 経費		4,394	16.2	4,619	19.4
(減価償却費)		(626)		(702)	
(外注加工費)		(2,216)		(2,316)	
当期総製造費用		27,130	100.0	23,816	100.0
仕掛品期首たな卸高		4,978		5,003	
合計		32,109		28,820	
仕掛品期末たな卸高		5,003		5,909	
他勘定への振替高	※1	935		845	
当期製品製造原価		26,170		22,065	

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
原価計算の方法 実際原価計算を採用し、製品別には、工作機械・測定器については個別原価計算法、原器・工具については総合原価計算法を実施しております。なお、加工費については一部予定で計算し、実際額との差額をたな卸資産と売上原価に配賦しております。		原価計算の方法 同左	
※1 他勘定への振替高		※1 他勘定への振替高	
固定資産へ	180百万円	固定資産へ	144百万円
販売費及び一般管理費へ	705	販売費及び一般管理費へ	523
その他	49	その他	177
	935百万円		845百万円

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本							評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金					
平成18年3月31日 残高 (百万円)	10,599	4,138	3,884	8,022	7,335	△4,015	21,942	805	—	22,747
事業年度中の変動額										
利益処分による配当					△379		△379			△379
剰余金の配当					△297		△297			△297
利益処分による役員賞与					△25		△25			△25
当期純利益					3,257		3,257			3,257
自己株式の取得						△2,587	△2,587			△2,587
自己株式の処分			△32	△32		151	119			119
自己株式の消却			△3,770	△3,770		3,770	—			—
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）								△205	94	△110
事業年度中の変動額合計 (百万円)	—	—	△3,802	△3,802	2,554	1,333	86	△205	94	△24
平成19年3月31日 残高 (百万円)	10,599	4,138	82	4,220	9,890	△2,681	22,028	600	94	22,723

当事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	株主資本							評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金					
平成19年3月31日 残高 (百万円)	10,599	4,138	82	4,220	9,890	△2,681	22,028	600	94	22,723
事業年度中の変動額										
剰余金の配当					△795		△795			△795
当期純利益					1,544		1,544			1,544
自己株式の取得						△1,916	△1,916			△1,916
自己株式の処分			△5	△5		15	10			10
自己株式の消却			△76	△76	△4,455	4,532	—			—
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）								△559	132	△427
事業年度中の変動額合計 (百万円)	—	—	△82	△82	△3,706	2,630	△1,157	△559	132	△1,585
平成20年3月31日 残高 (百万円)	10,599	4,138	—	4,138	6,183	△50	20,871	40	226	21,137

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)						
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p>						
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法	<p>商品、製品、原材料、仕掛品、貯蔵品は移動平均法による原価法によっております。</p>	<p>同左</p>						
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="555 991 922 1094"> <tr> <td>建物</td> <td>15年～38年</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>工具・器具備品</td> <td>5年</td> </tr> </table>	建物	15年～38年	機械装置	10年	工具・器具備品	5年	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>（会計方針の変更） 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ17百万円減少しております。 （追加情報） 法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ50百万円減少しております。</p>
建物	15年～38年							
機械装置	10年							
工具・器具備品	5年							

項目	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) 長期前払費用 定額法によっております。</p>	<p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p>
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更) 当事業年度より、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号平成17年11月29日）を適用しております。 これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ15百万円減少しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異（2,086百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 なお、当事業年度末において、支給見込額を合理的に見積ることが困難であるため、計上しておりません。</p> <hr/> <p>(4) 退職給付引当金 同左</p>

項目	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
5. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税は税抜方式によっております。	消費税等の会計処理方法 同左

会計処理方法の変更

項目	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1. ストック・オプション等に関する会計基準	<p>当事業年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ98百万円減少しております。</p>	—————
2. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準	<p>当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は22,629百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>	—————
3. 自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正	<p>当事業年度から、改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における財務諸表は改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>	—————

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	当事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
<p>(貸借対照表)</p> <p>前期まで区分掲記しておりました「前渡金」(当期末残高0百万円)は、資産の総額の100分の1以下であるため、流動資産の「その他」に含めて表示することになりました。</p> <p>前期まで区分掲記しておりました「出資金」(当期末残高0百万円)は、資産の総額の100分の1以下であるため、投資その他の資産の「その他」に含めて表示することになりました。</p>	<p>(貸借対照表)</p> <p>前期まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「未収入金」は、当期において、資産の総額の100分の1を超えたため、区分掲記しました。</p> <p>なお、前期末の「未収入金」は144百万円であります。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成19年 3月31日)	当事業年度 (平成20年 3月31日)																				
<p>※1. 関係会社に係る注記</p> <p>区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対する主なものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">受取手形</td> <td style="text-align: right;">205百万円</td> </tr> <tr> <td>売掛金</td> <td style="text-align: right;">546</td> </tr> <tr> <td>買掛金</td> <td style="text-align: right;">683</td> </tr> <tr> <td>その他(負債)</td> <td style="text-align: right;">248</td> </tr> </table> <p>2. 受取手形割引高 1,000百万円</p> <p>輸出受取手形割引高 2,687</p> <p>※3. 期末日満期手形</p> <p>期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">受取手形</td> <td style="text-align: right;">770百万円</td> </tr> </table>	受取手形	205百万円	売掛金	546	買掛金	683	その他(負債)	248	受取手形	770百万円	<p>※1. 関係会社に係る注記</p> <p>区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対する主なものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">受取手形</td> <td style="text-align: right;">172百万円</td> </tr> <tr> <td>売掛金</td> <td style="text-align: right;">1,202</td> </tr> <tr> <td>その他(資産)</td> <td style="text-align: right;">397</td> </tr> <tr> <td>買掛金</td> <td style="text-align: right;">472</td> </tr> <tr> <td>その他(負債)</td> <td style="text-align: right;">280</td> </tr> </table> <p>2. 受取手形割引高 1,314百万円</p> <p>輸出受取手形割引高 2,267</p> <p>※3. _____</p>	受取手形	172百万円	売掛金	1,202	その他(資産)	397	買掛金	472	その他(負債)	280
受取手形	205百万円																				
売掛金	546																				
買掛金	683																				
その他(負債)	248																				
受取手形	770百万円																				
受取手形	172百万円																				
売掛金	1,202																				
その他(資産)	397																				
買掛金	472																				
その他(負債)	280																				

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
※1. 他勘定への振替高 固定資産へ 36百万円 その他 6	※1. 他勘定への振替高 固定資産へ 79百万円 その他 11
※2. 研究開発費の総額 一般管理費及び当期製造費用 に含まれる研究開発費 614百万円	※2. 研究開発費の総額 一般管理費及び当期製造費用 に含まれる研究開発費 457百万円
※3. 関係会社との取引にかかるもの 受取配当金 141百万円 賃貸料 45	※3. 関係会社との取引にかかるもの 受取配当金 250百万円 賃貸料 90
※4. 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。 土地 120百万円 その他 0 計 <u>120</u>	※4. 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。 機械装置 0百万円
※5. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 工具 82百万円 その他 1 計 <u>83</u>	※5. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 機械装置 2百万円 その他 0 計 <u>2</u>
※6. 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。 建物 36百万円 機械装置 10 その他 0 計 <u>48</u>	※6. 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。 機械装置 4百万円
※7. 訴訟費用は、訴訟に関する弁護士費用等でありま す。	※7. _____
※8. _____	※8. 製品改善対策費は、主として海外の一部地域向け 製品に高剛性タイプが必要だった為、部品を交換し た事等による費用であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数（千株）	当事業年度増加株式数（千株）	当事業年度減少株式数（千株）	当事業年度末株式数（千株）
普通株式	13,099	3,680	10,438	6,341
合計	13,099	3,680	10,438	6,341

(注) 1. 自己株式の普通株式の株式数の増加3,680千株は、単元未満株式の買取りによる増加18千株、当社が取得した自己株式3,662千株であります。

2. 自己株式の普通株式の株式数の減少10,438千株は、ストック・オプションの行使による減少438千株、消却による減少10,000千株であります。

当事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数（千株）	当事業年度増加株式数（千株）	当事業年度減少株式数（千株）	当事業年度末株式数（千株）
普通株式	6,341	4,824	11,035	130
合計	6,341	4,824	11,035	130

(注) 1. 自己株式の普通株式の株式数の増加4,824千株は、単元未満株式の買取りによる増加13千株、当社が取得した自己株式4,811千株であります。

2. 自己株式の普通株式の株式数の減少11,035千株は、ストック・オプションの行使による減少35千株、消却による減少11,000千株であります。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																												
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引																																												
① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																												
(単位：百万円)	(単位：百万円)																																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">取得価額相当額</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">減価償却累計額相当額</th> <th style="width: 30%; text-align: center;">期末残高相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両運搬具</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: center;">75</td> <td style="text-align: center;">44</td> <td style="text-align: center;">31</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td style="text-align: center;">31</td> <td style="text-align: center;">19</td> <td style="text-align: center;">11</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: center; border-top: 1px solid black;">114</td> <td style="text-align: center; border-top: 1px solid black;">67</td> <td style="text-align: center; border-top: 1px solid black;">46</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額	車両運搬具	7	3	3	器具備品	75	44	31	ソフトウェア	31	19	11	合計	114	67	46	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">取得価額相当額</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">減価償却累計額相当額</th> <th style="width: 30%; text-align: center;">期末残高相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: center;">54</td> <td style="text-align: center;">33</td> <td style="text-align: center;">21</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td style="text-align: center;">21</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: center; border-top: 1px solid black;">91</td> <td style="text-align: center; border-top: 1px solid black;">58</td> <td style="text-align: center; border-top: 1px solid black;">32</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額	機械装置	3	1	2	車両運搬具	10	8	2	器具備品	54	33	21	ソフトウェア	21	15	5	合計	91	58	32
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額																																										
車両運搬具	7	3	3																																										
器具備品	75	44	31																																										
ソフトウェア	31	19	11																																										
合計	114	67	46																																										
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額																																										
機械装置	3	1	2																																										
車両運搬具	10	8	2																																										
器具備品	54	33	21																																										
ソフトウェア	21	15	5																																										
合計	91	58	32																																										
なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。	同左																																												
② 未経過リース料期末残高相当額	② 未経過リース料期末残高相当額																																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 60%;">1年以内</td> <td style="text-align: center;">20百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: center;">26</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: center; border-top: 1px solid black;">46百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	20百万円	1年超	26	計	46百万円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 60%;">1年以内</td> <td style="text-align: center;">17百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: center;">14</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: center; border-top: 1px solid black;">32百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	17百万円	1年超	14	計	32百万円																																
1年以内	20百万円																																												
1年超	26																																												
計	46百万円																																												
1年以内	17百万円																																												
1年超	14																																												
計	32百万円																																												
なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。	同左																																												
③ 支払リース料及び減価償却費相当額	③ 支払リース料及び減価償却費相当額																																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 60%;">支払リース料</td> <td style="text-align: center;">24百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: center;">24</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	24百万円	減価償却費相当額	24	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 60%;">支払リース料</td> <td style="text-align: center;">22百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: center;">22</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	22百万円	減価償却費相当額	22																																				
支払リース料	24百万円																																												
減価償却費相当額	24																																												
支払リース料	22百万円																																												
減価償却費相当額	22																																												
④ 減価償却費相当額の算定方法	④ 減価償却費相当額の算定方法																																												
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	同左																																												

(有価証券関係)

前事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）及び当事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）における子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成19年3月31日)	当事業年度 (平成20年3月31日)																																																												
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>貸倒引当金</td><td style="text-align: right;">35百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">97</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">270</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損</td><td style="text-align: right;">380</td></tr> <tr><td>関係会社株式評価損</td><td style="text-align: right;">47</td></tr> <tr><td>たな卸資産評価損</td><td style="text-align: right;">13</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td style="text-align: right;">121</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">83</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">82</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,133</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△606</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">527</td></tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">△411百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△411</td></tr> <tr><td>繰延税金資産(負債)の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">115</td></tr> </table>	貸倒引当金	35百万円	賞与引当金	97	退職給付引当金	270	投資有価証券評価損	380	関係会社株式評価損	47	たな卸資産評価損	13	減損損失	121	未払事業税	83	その他	82	繰延税金資産小計	1,133	評価性引当額	△606	繰延税金資産合計	527	その他有価証券評価差額金	△411百万円	繰延税金負債合計	△411	繰延税金資産(負債)の純額	115	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>貸倒引当金</td><td style="text-align: right;">26百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">91</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">286</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損</td><td style="text-align: right;">359</td></tr> <tr><td>関係会社株式評価損</td><td style="text-align: right;">47</td></tr> <tr><td>たな卸資産評価損</td><td style="text-align: right;">10</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td style="text-align: right;">121</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">45</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">94</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,084</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△627</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">457</td></tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">△27百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△27</td></tr> <tr><td>繰延税金資産(負債)の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">429</td></tr> </table>	貸倒引当金	26百万円	賞与引当金	91	退職給付引当金	286	投資有価証券評価損	359	関係会社株式評価損	47	たな卸資産評価損	10	減損損失	121	未払事業税	45	その他	94	繰延税金資産小計	1,084	評価性引当額	△627	繰延税金資産合計	457	その他有価証券評価差額金	△27百万円	繰延税金負債合計	△27	繰延税金資産(負債)の純額	429
貸倒引当金	35百万円																																																												
賞与引当金	97																																																												
退職給付引当金	270																																																												
投資有価証券評価損	380																																																												
関係会社株式評価損	47																																																												
たな卸資産評価損	13																																																												
減損損失	121																																																												
未払事業税	83																																																												
その他	82																																																												
繰延税金資産小計	1,133																																																												
評価性引当額	△606																																																												
繰延税金資産合計	527																																																												
その他有価証券評価差額金	△411百万円																																																												
繰延税金負債合計	△411																																																												
繰延税金資産(負債)の純額	115																																																												
貸倒引当金	26百万円																																																												
賞与引当金	91																																																												
退職給付引当金	286																																																												
投資有価証券評価損	359																																																												
関係会社株式評価損	47																																																												
たな卸資産評価損	10																																																												
減損損失	121																																																												
未払事業税	45																																																												
その他	94																																																												
繰延税金資産小計	1,084																																																												
評価性引当額	△627																																																												
繰延税金資産合計	457																																																												
その他有価証券評価差額金	△27百万円																																																												
繰延税金負債合計	△27																																																												
繰延税金資産(負債)の純額	429																																																												
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.7%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>評価性引当額の増減</td><td style="text-align: right;">△5.9</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td style="text-align: right;">0.4</td></tr> <tr><td>試験研究費特別控除</td><td style="text-align: right;">△1.4</td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">0.2</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">△1.3</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">△0.3</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">32.4</td></tr> </table>	法定実効税率	40.7%	(調整)		評価性引当額の増減	△5.9	住民税均等割	0.4	試験研究費特別控除	△1.4	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.3	その他	△0.3	税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.4	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.7%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>評価性引当額の増減</td><td style="text-align: right;">0.4</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td style="text-align: right;">0.8</td></tr> <tr><td>試験研究費特別控除</td><td style="text-align: right;">△1.5</td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">1.5</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">△4.4</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.2</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">37.7</td></tr> </table>	法定実効税率	40.7%	(調整)		評価性引当額の増減	0.4	住民税均等割	0.8	試験研究費特別控除	△1.5	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.5	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.4	その他	0.2	税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.7																								
法定実効税率	40.7%																																																												
(調整)																																																													
評価性引当額の増減	△5.9																																																												
住民税均等割	0.4																																																												
試験研究費特別控除	△1.4																																																												
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2																																																												
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.3																																																												
その他	△0.3																																																												
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.4																																																												
法定実効税率	40.7%																																																												
(調整)																																																													
評価性引当額の増減	0.4																																																												
住民税均等割	0.8																																																												
試験研究費特別控除	△1.5																																																												
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.5																																																												
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.4																																																												
その他	0.2																																																												
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.7																																																												

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	312.66円	1株当たり純資産額	308.02円
1株当たり当期純利益金額	43.80円	1株当たり当期純利益金額	21.82円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	43.51円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	21.66円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	3,257	1,544
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	3,257	1,544
期中平均株式数(千株)	74,365	70,775
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	498	531
(うちストックオプション)	(498)	(531)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成18年6月23日定時株主総会決議によるストック・オプション(株式の数340千株)	平成17年6月24日定時株主総会決議によるストック・オプション(株式の数360千株) 平成18年6月23日定時株主総会決議によるストック・オプション(株式の数340千株) 平成19年6月22日定時株主総会決議によるストック・オプション(株式の数350千株)

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

ストックオプションの決議

当社は、平成19年6月22日開催の第104期定時株主総会において、新株予約権の発行を決議しております。その内容は、「第4 提出会社の状況」の「1 株式等の状況」における「(8) ストックオプション制度の内容」5.平成19年6月22日開催の定時株主総会決議に基づくものに記載のとおりであります。

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

ストックオプションの決議

当社は、平成20年6月20日開催の第105期定時株主総会において、新株予約権の発行を決議しております。その内容は、「第4 提出会社の状況」の「1 株式等の状況」における「(8) ストックオプション制度の内容」7.平成20年6月20日開催の定時株主総会決議に基づくものに記載のとおりであります。

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

		銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券	その他有価証券	Tornos Holdings SA	436,397	703
		ファナック(株)	50,000	474
		(株)森精機製作所	100,000	179
		(株)山善	500,000	172
		ユアサ商事(株)	1,000,000	135
		(株)八十二銀行	195,971	124
		(株)東京精密	65,000	118
		(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	134,740	115
		(株)北越銀行	470,870	109
		(株)第四銀行	240,240	92
		その他 (12銘柄)	1,310,371	244
		計	4,503,589	2,469

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	6,585	56	1	6,640	2,949	228	3,691
構築物	437	4	—	441	272	34	169
機械装置	8,444	269	219	8,494	6,770	434	1,723
車両運搬具	47	—	0	47	39	4	7
工具	125	92	—	218	128	63	89
器具備品	338	6	0	344	220	24	123
土地	486	—	—	486	—	—	486
建設仮勘定	2	171	148	25	—	—	25
有形固定資産計	16,468	600	370	16,698	10,382	788	6,316
無形固定資産							
ソフトウェア	—	—	—	13	6	2	7
電話加入権	—	—	—	8	—	—	8
無形固定資産計	—	—	—	22	6	2	16
長期前払費用	7	—	—	7	3	0	(0) 3
繰延資産	—	—	—	—	—	—	—
繰延資産計	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物	長岡工場	工作機械組立工場棟改修	52百万円
機械装置	長岡工場	工作機械製造設備	20百万円
機械装置	信州工場	工作機械製造設備	249百万円
工具・器具備品	長岡工場	工作機械製造工具	77百万円
工具・器具備品	信州工場	工作機械製造工具	15百万円

2. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

機械装置	長岡工場	工作機械製造設備除売却	139百万円
機械装置	信州工場	工作機械製造設備除売却	80百万円

3. 長期前払費用の差引当期末残高欄括弧内の数字(内数)は1年以内償却額であり、流動資産・前払費用に含めて表示しております。

4. 無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下であるため「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	78	58	—	78	58
賞与引当金	240	225	240	—	225
役員賞与引当金	15	—	—	15	—

(注) 貸倒引当金の当期減少額の「その他」78百万円は、洗替による取崩額であります。

役員賞与引当金の当期減少額の「その他」15百万円は、役員賞与を支給しなかったことによる取崩額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

(A) 現金及び預金

項目	金額（百万円）
現金	20
預金	
当座預金	2,866
普通預金	29
定期預金	40
別段預金	20
小計	2,956
合計	2,976

(B) 受取手形

相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
(株)ツガミマシナリー	170
ユアサ商事(株)	119
(株)山善	72
(株)大陽商会	62
(株)宮澤機工	34
その他	286
合計	745

期日別内訳

期日別	金額（百万円）
平成20年4月	129
" 5月	64
" 6月	182
" 7月	171
" 8月	33
" 9月	151
" 10月以降	11
合計	745

(C) 売掛金
相手先別内訳

相手先	金額 (百万円)
津上精密机床(浙江)有限公司	679
HENKO(S)PTE	528
セイコーインスツル(株)	486
WEMCO GmbH	340
(株)ショーワ	269
その他	6,738
合計	9,044

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	次期繰越高 (百万円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100\%$	$\frac{(A) + (D)}{2} - (B)$ 366
11,195	28,862	31,013	9,044	77.4	128.3

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

(D) 商品

商品7百万円は主として他社より仕入れた工作機械部品等であります。

(E) 製品

品目別	金額（百万円）
工作機械	
自動旋盤	907
研削盤	8
転造盤他	4
合計	920

(F) 原材料

種類別	金額（百万円）
主要材料	
鋼材	24
部品	
購入部品	557
外注部品	792
自製部品	2
合計	1,377

(G) 仕掛品

品目別	金額（百万円）
工作機械	
自動旋盤	4,275
研削盤	533
マシニングセンタ	598
転造盤他	500
その他	1
合計	5,909

(H) 貯蔵品

貯蔵品3百万円は主として消耗品であります。

② 流動負債
 (A) 支払手形

相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
ファナック㈱	1,369
㈱カントー	351
THK㈱	270
㈱七里商店	189
㈱アルプスツール	161
その他	3,888
合計	6,232

期日別内訳

期日別	金額（百万円）
平成20年4月	1,144
〃 5月	1,261
〃 6月	1,550
〃 7月	1,667
〃 8月	299
〃 9月	308
合計	6,232

(B) 買掛金

相手先	金額（百万円）
ファナック㈱	259
㈱ツガミシマモト	217
㈱ツガミプレシジョン	92
THK㈱	80
㈱カントー	76
その他	1,560
合計	2,287

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	100,000株券、10,000株券、1,000株券、500株券、100株券および100株未満の株数を表示した株券
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	1,000株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内1-4-5 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内1-4-5 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社全国各支店、 野村證券株式会社全国本支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	印紙税相当額に50円を加算した額
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内1-4-5 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内1-4-5 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社全国各支店、 野村證券株式会社全国本支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、官報に掲載して行う。
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第104期）（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）平成19年6月28日関東財務局長に提出

(2) 有価証券報告書の訂正報告書

平成19年10月5日関東財務局長に提出

平成19年6月28日提出の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

(3) 半期報告書

（第105期中）（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）平成19年12月21日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

平成19年6月28日関東財務局長に提出

証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

平成20年3月21日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書であります。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

平成19年7月9日関東財務局長に提出

平成19年6月28日提出の臨時報告書に係る訂正報告書であります。

(6) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自 平成19年3月1日 至 平成19年3月31日）平成19年4月12日関東財務局長に提出

報告期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年4月30日）平成19年5月14日関東財務局長に提出

報告期間（自 平成19年5月1日 至 平成19年5月31日）平成19年6月14日関東財務局長に提出

報告期間（自 平成19年6月1日 至 平成19年6月30日）平成19年7月12日関東財務局長に提出

報告期間（自 平成19年7月1日 至 平成19年7月31日）平成19年8月10日関東財務局長に提出

報告期間（自 平成19年8月1日 至 平成19年8月31日）平成19年9月13日関東財務局長に提出

報告期間（自 平成19年9月1日 至 平成19年9月30日）平成19年10月12日関東財務局長に提出

報告期間（自 平成19年10月1日 至 平成19年10月31日）平成19年11月14日関東財務局長に提出

報告期間（自 平成19年11月1日 至 平成19年11月30日）平成19年12月13日関東財務局長に提出

報告期間（自 平成19年12月1日 至 平成19年12月31日）平成20年1月11日関東財務局長に提出

報告期間（自 平成20年1月1日 至 平成20年1月31日）平成20年2月14日関東財務局長に提出

報告期間（自 平成20年2月1日 至 平成20年2月29日）平成20年3月13日関東財務局長に提出

報告期間（自 平成20年3月1日 至 平成20年3月31日）平成20年4月14日関東財務局長に提出

報告期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年4月30日）平成20年5月14日関東財務局長に提出

報告期間（自 平成20年5月1日 至 平成20年5月31日）平成20年6月12日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成19年 6月22日

株式会社ツガミ

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 飯塚 昇 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 笛木 忠男 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ツガミの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ツガミ及び連結子会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

*上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年 6月20日

株式会社ツガミ

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 笛 木 忠 男 印

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 堀 之 北 重 久 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ツガミの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ツガミ及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

*上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年 6 月22日

株式会社ツガミ

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 飯 塚 昇 印

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 笛 木 忠 男 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ツガミの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第104期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ツガミの平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

* 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月20日

株式会社ツガミ

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 笛木 忠男 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 堀之北 重久 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ツガミの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第105期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ツガミの平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

*上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。